

給水装置工事設計施工指針



藤岡市水道事業

目 次

1 総 則

1. 1 目的	1
1. 2 基本事項	1
(1) 給水装置の定義	1
(2) 給水装置の基本的要件	2
(3) 水道事業者の役割	4
(4) 給水装置主任技術者の職務	4
(5) 給水装置の構造及び材質	5
(6) 受水槽設置と有効容量	5

2 給水装置工事の計画

(給水装置主任技術者の職務)

2. 1 基本調査	5
(1) 事前調査と現場調査	5
(2) 調査事項の確認	5
2. 2 給水方式の選択	6
(1) 直結方式	6
(2) 受水槽方式	6
(3) 直結・受水槽併用方式	7
2. 3 計画使用水量	7
(1) 直結方式給水の計画使用水量	7
(2) 1日計画使用水量	8
(3) 受水槽方式給水の計画使用水量	8
2. 4 給水管口径の決定	9
(1) 口径決定の基準	9
(2) 損失水頭	10
2. 5 メータ一口径の決定	11

3 給水装置の材料

3. 1 水道メーターまでの使用材料	12
3. 2 水道メーターから下流側の使用材料	15

4 給水装置工事の施工

4. 1 土工事	16
(1) 埋設管路の掘削方法	16

(2) サドル付分水栓の掘削方法	16
(3) その他の掘削方法	16
(4) 埋戻し	17
4. 2 舗装本復旧	17
4. 3 給水管の分岐	17
(1) サドル分水栓の離隔距離	17
(2) 鋳鉄管用サドル付分水栓の取り付け	18
(3) H P P E 用鋳鉄サドル付分水栓の取り付け	18
(4) V P 用サドル付分水栓の取り付け	18
(5) P E 用サドル付分水栓の取り付け	18
(6) 耐圧試験	19
4. 4 給水管の埋設深さ	19
4. 5 給水管の明示	20
4. 6 止水栓の設置	20
(1) 公道用止水栓 (乙止水栓・プレインゲート) の設置	20
(2) 宅内用止水栓 (乙止水栓・プレインゲート・丙止水栓) の設置	20
(3) 止水栓筐の設置	21
4. 7 メーターの設置	21
4. 8 メーターボックスの設置	21
4. 9 排泥弁の設置	22
4. 10 空気弁の設置	22
4. 11 保温材の設置	22
4. 12 安全管理	23
5 給水装置工事の申込	
5. 1 工事申込の義務と必要性	23
5. 2 給水装置（新設・改造）工事申込書の作成・協議	23
(1) 工事申込書の作成	23
(2) 水道事業者との協議	23
(3) 工事申込の種類	24
(4) 添付書類（案内図）	24
(5) 添付書類（公図）	24
(6) 添付書類（占用許可書）	24
(7) 添付書類（建築確認済証）	24

(8) 添付書類（廃止届）	25
(9) 添付書類（工事申込種類別）	25
(10) 工事申込書・提出	25
5. 3 給水装置工事申込書の記載方法	25
(1) 委任事項記載（委任・受任者）	25
(2) 利害関係人の同意書等	26
(3) 記載方法	26
5. 4 その他、添付書類・承諾書等（様式）	27
(1) 受水槽不設置の書類	27
(2) 分岐承諾等の書類	27
(3) 水圧・水量の書類	27
(4) その他必要な書類	27
5. 5 許可	27
(1) 支払の依頼と領収確認及び許可証の配布	27
(2) サドル承認	28
(3) 承認板の掲示	28
6 給水装置工事の検査	
6. 1 給水装置・工事検査	28
(1) 検査の義務と必要性	28
(2) 検査の種類	28
6. 2 検査の依頼方法	28
(1) 取り出し工事の検査依頼	28
(2) 取り出し工事の検査基準	29
(3) メーター設置工事の検査依頼	29
(4) 竣工検査の検査依頼	29
(5) 管理写真の提出	29
(6) 竣工検査の検査基準	30
6. 3 竣工書類の提出	30
(1) 竣工写真の提出	30
(2) 竣工・配管図の提出	30
6. 4 竣工検査後の管理	30
(1) 工事の保障期間	30
(2) 委任者への完成報告	31
7 資料	
7. 1 占用申請書類の作成	31

(1) 占用申請	31
(2) 占用申請の種類	31
(3) 事前調査・協議	31
(4) 市道・占用申請書作成	31
(5) 国県道・占用申請書作成	31
(6) 河川等・占用申請書作成	32
(7) その他（水利組合等）占用申請書作成	32
7. 2 舗装本復旧負担金の算出基準	32
(1) 舗装本復旧負担金	32
(2) 市道算出基準	32
(3) 県道算出基準	35
(4) 歩道算出基準	35
(5) その他算出基準	35
7. 3 舗装本復旧負担金免除	35
(1) 舗装本復旧負担金免除	35
(2) 免除の種類	36
(3) 免除の条件	36
(4) 免除申請の手続	36
7. 4 藤岡市標準配管図	37
8 様式集（記載例）	
8. 1 様式（記載例）	41
様式第1号・第3条関係（給水装置・工事申込書）	42
様式第2号・第4条関係（給水装置工事変更届）	46
様式第3号・第4条関係（給水装置工事取消届）	48
様式第4号・第8条関係（給水装置工事承認板）	50
様式第5号・第8条関係（給水装置工事検査願）	52
様式第6号・第20条関係（水道使用開始申込書）	54
様式第7号・第21、22条関係（給水装置所有者代理人選定・変更届）	56
様式第8号・第23条関係（水道使用中止届）	58
様式第9号・第23条関係（水道使用廃止届）	60
様式第10号・第23条関係（給水装置所有者変更届）	62
様式第11号・第23条関係（給水装置使用者変更届）	64
水道メーター設置表	66
舗装本復旧負担金免除申請書	68
念書	69

移管書	70
他人の給水装置から分岐引用しようとする場合（承諾書）	71
私道を掘削し給水管を布設しようとする場合（承諾書）	72
3階直結給水（念書）	73
バイパス付メーターユニット不設置	74
道路の共有地化と連合管の管理（誓約書）	75
公道部分を移管しない場合（誓約書）	76
受水槽不設置の場合（念書）	77
給水装置工事事前着工願い	78
附則	79

1 総 則

1. 1 目的

給水装置工事設計施工指針（以下「施工指針」という。）は、国の法令や藤岡市の条例等に基づき、給水装置工事の設計及び施工に関する基準を示し、その事務手続きの必要事項について定めることにより、給水装置工事の適切な施工と円滑な事務手続きを図るものとする。また、配水管からの給水装置の構造や材質を指定することにより、災害等の損傷の防止、迅速な復旧が適切に行えるように、水道使用者の利益を図ることを目的とする。

＜関係法令＞

- (1) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号。以下「法」という。）
- (2) 水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号。以下「施行令」という。）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）
- (4) 藤岡市水道事業給水条例（昭和34年3月12日藤岡市条例第9号。以下「給水条例」という。）
- (5) 藤岡市水道事業給水条例施行規程（平成9年3月28日水管規程第4号。以下「条例施行規程」という。）
- (6) 藤岡市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月5日水管規程第2号。以下「事業者規程」という。）

《関係資料》

- (1) 水道施設設計指針2012（財団法人 日本水道協会）
- (2) 水道施設維持管理指針2016（日本水道協会）

1. 2 基本事項

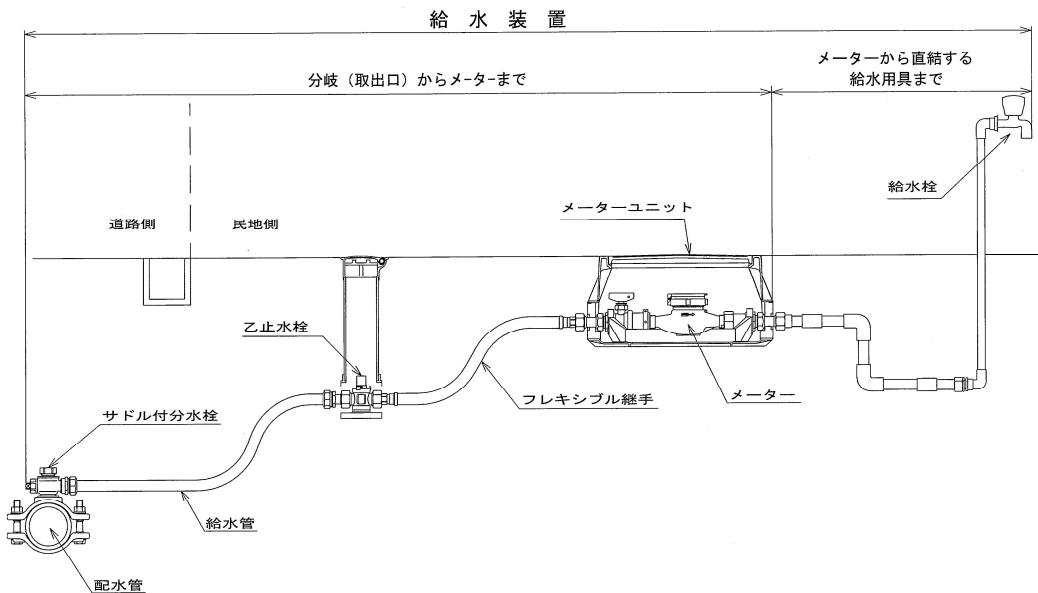
(1) 給水装置の定義

法第3条第9項により、給水装置とは需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具と定義されている。

直結する給水用具とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まない。したがって、水道水を一旦受水槽で受け給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ）までが給水装置であり、受水槽以降は給水装置に当たらない。

給水装置として使用される給水管等については、施行令第6条に給水装置の構造及び材質の基準が定められている。給水装置の構成は、給水管、給水用具及びメーターからなっている。メーターは水道事業者の所有物であるが、給水装置の観点から給水装置に該当する。

給 水 装 置



(2) 給水装置の基本的要件

給水装置は、飲料水を供給する設備であり、その構造及び材質は、法第16条及び施行令第6条で定められている。これを受け「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日厚生省令第14号。）が定められた。これらの政令、省令による給水装置の基本的要件は下記のとおりである。

給水管及び給水用具の性能基準

この性能項目は、項目毎にその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用される。

性能項目	給水装置の構造及び材質基準
耐圧	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置に 1.75 MPaの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ・貯湯湯沸器及びその下流側に設置されている給水用具は、0.3 MPaの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ・一缶二水路型貯湯湯沸器の熱交換部分は、接合箇所を有せず、1.75 MPaの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ・給水装置は水圧に対する十分な耐力を確保するために、適切な接合が行われていること。 ・家屋の主配管の経路は、構造物の下を避け、漏水時の修理を容易にすること。
浸出等	<ul style="list-style-type: none"> ・給水用具又は給水管からの浸出液が、有害物質等に汚染されていないこと。 ・給水装置は、末端部に水が停滞する構造であってはならない。ただし、排水機構が設置されているものはこの限りでない。 ・給水装置は、水を汚染する恐れのある物を貯留、又は取り扱う施設に近接して設置してはならない。 ・鉱油類等が浸透する恐れのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透する恐れのない材質にするなど適切な防護措置が講じられていなければならない。
水撃限界	<ul style="list-style-type: none"> ・給水用具内を流速 2m/秒又は動水圧 0.15 MPaとする条件において給水用具の止水機構を急閉止したとき、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5 MPa以下であること。ただし、給水用具の上流側に近接して水撃防止用具を設置し、水撃防止のための措置が講じられている場合はこの限りでない。
防食	<ul style="list-style-type: none"> ・酸又はアルカリにより浸食される恐れのある場所に設置されている給水装置は、それらに耐食性を有する材質を使用するか、防食材等で被覆すること。 ・漏洩電流により浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属性の材質を使用するか、絶縁材等で被覆すること。
逆流防止	<ul style="list-style-type: none"> ・逆流防止の性能を有する給水用具が、水の逆流防止に適切な位置に設置されていること、又は、吐水口を有する給水装置は、十分な吐水口空間を保持していること。 ・水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、適切な逆流防止のための措置が講じられていなければならない。
耐寒	<ul style="list-style-type: none"> ・気温が著しく低下しやすい場所や凍結の恐れのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁は、10万回の開閉操作を繰り返し、かつ$-20 \pm 2^{\circ}\text{C}$で 1 時間保持した後に通水した時、それ以外の給水装置も$-20 \pm 2^{\circ}\text{C}$で 1 時間保持した後に通水した時、耐圧、水撃限界及び逆流防止性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆するなど適切な凍結防止の措置が講じられているものはこの限りでない。
耐久	<ul style="list-style-type: none"> ・減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁は、10万回の開閉操作を繰り返した後も、耐圧、水撃限界及び逆流防止性能を有するものでなければならない。

給水装置システムの基本的基準

給水装置配管システム全体として満たすべき技術的な基準を下記に定める。

- ①所要水量に対して適正な給水管の口径であること。
- ②ポンプなど、水圧に影響を与える機械に直接連結されていないこと。
- ③土圧に対して十分な耐力を有し、水が漏れるおそれのこと。
- ④井戸水、専用水道の導管、工業用水等の当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結（クロスコネクション）されていないこと。
- ⑤必要な耐圧性能が確保されるよう給水装置の構造、材質に応じた接合が行われていること。
- ⑥水が汚染されるおそれがなく、行き止り配管など停滯水が生じる構造となっていないこと。
- ⑦凍結を防止するための適切な措置が講じてあること。
- ⑧電食、酸食、その他の腐食、損傷等のおそれがないこと。
- ⑨水を受けたり入れたりするものに給水するところは、適切な逆流防止装置が講じられていること。

（3）水道事業者の役割

給水装置は、水道事業者の管理する水道施設とは区分され、その設置及び所有は需要者である。

水質に関しては、給水装置の末端に設置された給水用具から給水される水道水において、法第4条に規定する水質基準に適合するよう水道事業者に義務付けられている。なお、給湯器、浄水器等の残留塩素の消費や水質変化が予想される給水用具については水道事業者の水質責任が免除される。水道水を清潔な状態で安定的に供給し、かつ給水装置からの逆流等による水質事故防止に配慮した給水装置を設置することは、水道事業者により一層の技術向上と工事施工技術確保の指導を必要とする。

（4）給水装置主任技術者の職務

給水装置の計画は、その設計に先立ち、工事場所及び使用目的の確認、計画使用水量の決定、分岐可能な配水管及びその他確認、給水方式及び給水管口径の決定等を行う。これは、給水装置が所期の目的を達成し、機能を発揮できるか否かを決定する重要な事項である。一般的に給水装置の設計策定は、給水装置主任技術者の職務とする。給水装置の設計は、計画に基づき使用する給水管及び給水用具の選定、工法の決定を行うことであり、給水装置主任技術者の職務であるため、給水装置の計画設計、施工は「関係法令」を遵守して適切に実施する。

(5) 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、施行令第6条に基づく「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合しなければならない。基準適合の確認は、自己認証又は第三者認証機関の証明並びに給水装置の構造及び材質の基準を満足する製品規格に適合している製品でその証明のあるものでなければならない。

(6) 受水槽設置と有効容量

給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所（学校、病院、宿泊施設、サービス施設等）その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。なお、受水槽容量は『2.3 計画使用水量』を参照すること。

2 給水装置工事の計画

（給水装置主任技術者の職務）

2. 1 基本調査

(1) 事前調査と現場調査

事前調査と現場調査は、配水管の整備状況及び現地の状況を確認し、計画に基づき使用する給水管、給水用具の選定、工法の決定を行う重要な要件であるため、給水装置主任技術者の職務とされており、適切な調査を実施して設計することが必要である。

(2) 調査事項の確認

- ア 建築設計者、工事申込者、依頼者等の関係者に計画内容を正確に確認する。
- イ 現地調査を実施して配水管・消火栓・給水装置等の現地の状況を確認する。
- ウ 過去の現場状況等を調査して確認する。（使用履歴等）
- エ 下水道、ガス、電気、電話等の地下埋設物の状況を確認する。
- オ 水道事業者が管理する状況等の確認
- カ その他必要事項を確認する。（道路管理者・土地所有者・利害関係者）

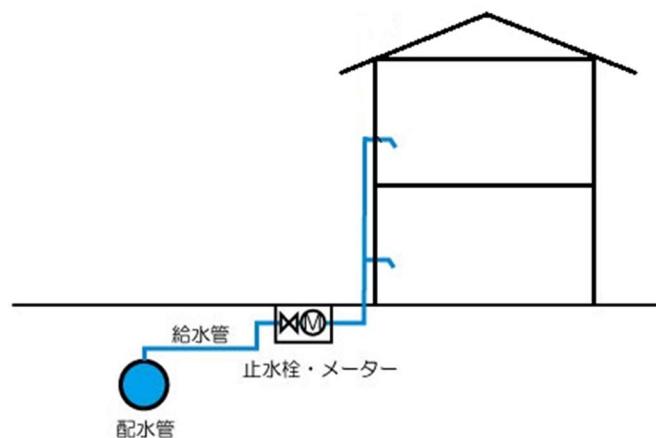
2. 2 給水方式の選択

給水方式には、直結方式、受水槽方式、直結・受水槽併用方式があり、その方式は給水栓の高さ、使用水量、使用用途、維持管理、需要者の要望、配水管の整備状況、水道事業者の指示、その他現場状況等を考慮して適切な選択を実施すること。

(1) 直結方式

直結方式（直結直圧給水方式）とは、配水管の水圧で直接給水する方式である。

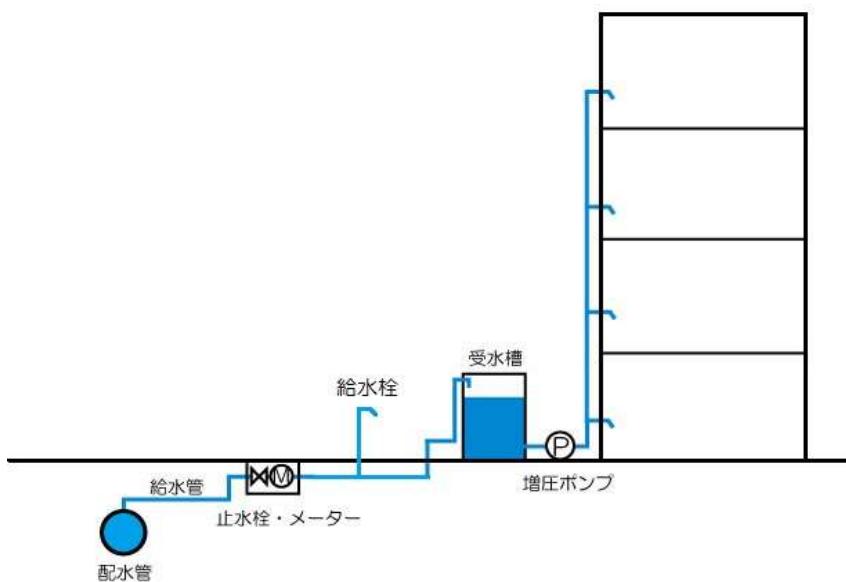
直結直圧給水方式



(2) 受水槽方式

受水槽方式とは、給水管から水道水を一旦受水槽に受け、この受水槽から増圧ポンプ等を使用して給水する方式である。なお、水質確認ができるように受水槽より上流側に給水栓を1栓設けること。

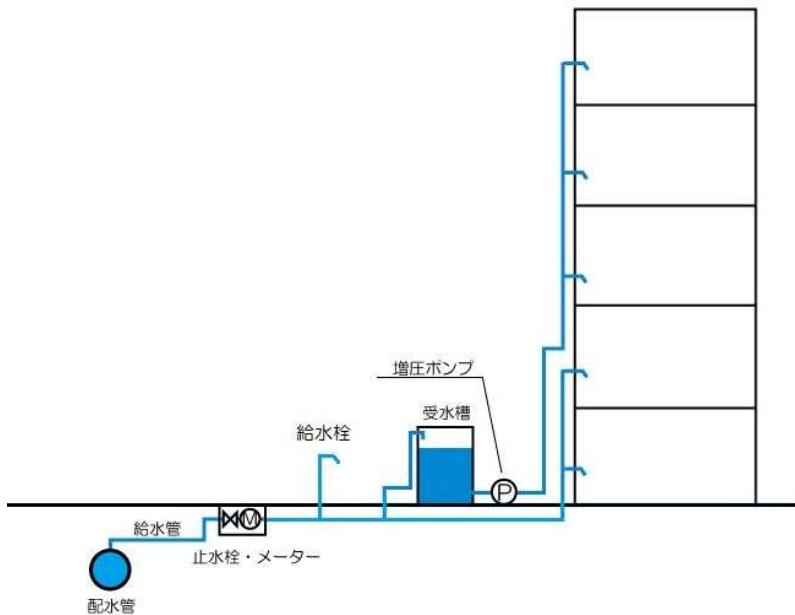
受水槽方式



(3) 直結・受水槽併用方式

直結・受水槽併用方式とは、一つの建物で直結方式、受水槽方式の両方の給水方式を併用するものである。なお、受水槽方式同様、水質確認ができるように受水槽より上流側に給水栓を1栓設けること。

直結・受水槽併用方式



2. 3 計画使用水量

計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量など給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途や面積、水の使用用途、使用人数及び給水栓数を考慮した上で決定する。

計画使用水量の算定に当っては、各種算定方法の特徴を踏まえて、使用実態に応じた方法を選択して決定する。

(1) 直結方式給水の計画使用水量

末端給水用具のうち、同時使用されたときに、給水装置を流れる水量であり、瞬時の最大使用水量に相当する。

(末端給水器具の同時使用の割合を十分考慮して選定すること)

給水用具の標準使用水量

給水栓口径 (mm)	13	20	25
標準流量 (ℓ/min)	17	40	65

同時使用率を考慮した給水栓数

総給水栓数	1	2～4	5～10	11～20
同時使用の給水栓数	1	2	3	4

給水戸数と同時使用率

戸 数	1～3	4～10	11～20
同時使用戸数率(%)	100	90	80

(2) 1日計画使用水量

給水装置の1日当りの給水量のこと、特に受水槽方式ではタンクの容量決定、引込み口径の基礎となる。

(3) 受水槽方式給水の計画使用水量

受水槽方式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。

計画1日使用水量は、【建物種類別単位給水量・使用時間・人員】の表は、参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態等を十分考慮して設定する。

計画1日使用水量の算定には、次の方法がある。

ア 使用人員から算出する場合

1人1日当たり使用水量×使用人員

イ 使用人員が把握できない場合

単位床面積当たり使用水量×延床面積

ウ その他

使用実績等による積算

【建物種類別単位給水量・使用時間・人員】の表は、参考として掲載したもので、この表の建物種類にない業務等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。

また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水器具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

なお、受水槽容量は、計画1日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。

【建物種類別単位給水量・使用時間・人員】

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (h /日)	注 記	有効面積当たり の人員等	備 考
戸建住宅 集合住宅 独身寮	200~4000/人	10	居住者1人当たり	0.16人/m ²	
	200~3500/人	15	居住者1人当たり	0.16人/m ²	
	400~6000/人	10	居住者1人当たり		
官公庁・事務所	60~1000/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m ²	男子500/人 女子1000/人 社員食堂・テナントは別途加算
工 場	60~1000/人	操業時間+1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m ² 立作業0.1人/m ²	男子500/人 女子1000/人 社員食堂・シャワー等は別途加算
総合病院	1500~3500/床 30~600/m ²	16	延面積1m ² 当たり		設備内容等により詳細に検討する
ホテル全体 ホテル客室部	500~60000/床	12			同上
	350~4500/床	12			客室部のみ
保養所	500~8000/人	10			
喫茶店	20~350/客 55~1300/店舗m ²	10		店舗面積には 厨房间面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水等は別途加算
飲食店	55~1300/客 110~5300/店舗m ²	10		同上	同上
社員食堂	25~500/食 80~1400/食堂m ²	10		同上	同上
給食センター	20~300/食	10		同上	同上
デパート・ スーパー・マーケット	15~300/m ²	10	延面積1m ² 当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・ 普通高等学校 大学講義棟	70~1000/人	9	(生徒+職員) 1人当たり		教師・従業員分を含む。プール 用水(40~1000/人)は別途加算
	2~40/m ²	9	延面積1m ² 当たり		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25~400/m ² 0.2~0.30/人	14	延面積1m ² 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅 普通駅	100/1000人	16	乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算
	30/1000人	16	乗降客1000人当たり		従業員分・多少のテナント分を 含む
寺院・教会	100/人	2	参會者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	250/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m ²	常勤者分は別途加算

注 1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。 (空気調和・衛生工学便覧 第14版による)

2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、

プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

2. 4 給水管口径の決定

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において、計画使用水量を十分に供給できる大きさにする。

(1) 口径決定の基準

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにする。

口径は、給水用具の立ち上がり高さと計画使用水量に対する損失水頭を加えたものが、取出し配水管の計画最小動水圧の圧力水頭以下となるよう計算によって定める。ただし、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動などを考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく。

給水用具の取付け部においては、3.0m～5.0m程度の水頭を確保することとするが最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合や先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合などは、給湯水洗やシャワー等で必要な水頭と水量を確保できるように設計すること。

標準的な1戸建て住宅の給水管口径

(条件：本管水頭0.198 Mpa)

管延長	給水戸数											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
10m	20	25	30	40	40	50	50	50	50	50	50	50
20m	25	30	40	40	40	50	50	50	50	50	50	75
30m	25	30	40	40	50	50	50	50	75	75	75	
40m	30	40	40	40	50	50	50	75				
50m	30	40	40	50	50	50	75					
60m	30	40	40	50	50	50						
70m	30	40	50	50	50	75						
80m	30	40	50	50	50							
90m	30	40	50	50	50							
100m	30	40	50	50	75							

(2) 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭メーター、給水用具類、継手、管の曲がり、断面変化等による損失水頭がある。その他のものについては影響が少ないため省略しても影響は少ない。

ア 給水管の摩擦水頭について

給水管の摩擦損失水頭の計算は、管径50mm以下の場合、ウェストン(Weston) 公式により設計する。

ウェストン公式 (管径50mm以下の場合)

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$I = \frac{h}{L} \times 1000$$

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

h : 摩擦損失水頭(m) D : 管内径(m)

V : 管内流速(m/s e c) g : 重力の加速度 (9.8m/s e c²)

L : 管の長さ(m) Q : 流量 (m³/s e c)

I : 動水勾配(%)

<水道施設設計指針・ウェストンによる給水管の流量図を参照>

イ 各種給水用具、管継手部による損失水頭について

水栓類、メーター、管継手部による流量と損失水頭との関係は「水道施設設計指針」製造者等の資料を参考にすること。

ウ 各種用具などによる損失水頭の直管換算長について

直管換算延長とは、給水用具類、メーター、管継手等による損失水頭が、これと同口径の直管の何m分の損失水頭に相当するのかを長さで表したものという。各種給水用具の標準使用水量に対応する直管換算長をあらかじめ計算しておけば、これらの損失水頭は、管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。

直管換算長の求め方は次のとおりである。

1) : 各種給水用具の標準使用流量に対応する損失水頭 (h) を「水道施設設計指針」などから求める。

2) : ウエストン公式流量図「水道施設設計指針」から標準使用流量に対する動水勾配 (I) を求める。

3) : 直管換算表 (L) は、 $L = \frac{h}{I} \times 1000$ である。

2. 5 メータ一口径の決定

水道メータ一口径の決定にあたっては、給水方式及び計画使用水量等、その使用実態に適合したメーターを選定して使用する。

メーターの選定は、【口径別適正使用流量表】によることを原則とする。

【口径別適正使用流量表】

呼び径	メーター形式	適正使用流量範囲 (m^3/h)	一時的使用の許容流量 (m^3/h)		1日当たりの使用量 ($m^3/日$)			月間使用量 ($m^3/月$)
			10分/日以内の場合	1時間/日以内の場合	1日使用時間の合計が5時間のとき	1日使用時間の合計が10時間のとき	1日24時間使用のとき	
13	接線流羽根車式	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20		0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170
25		0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260
30		0.4~4.0	10	6	18	30	50	420
40	たて型軸流羽根車式	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700
50		1.25~17.0	50	30	87	140	250	2,600
75		2.5~27.5	78	47	138	218	390	4,100
100		4.0~44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

(日本水道協会「水道メーターの選び方～実務者のための解説書～」による)

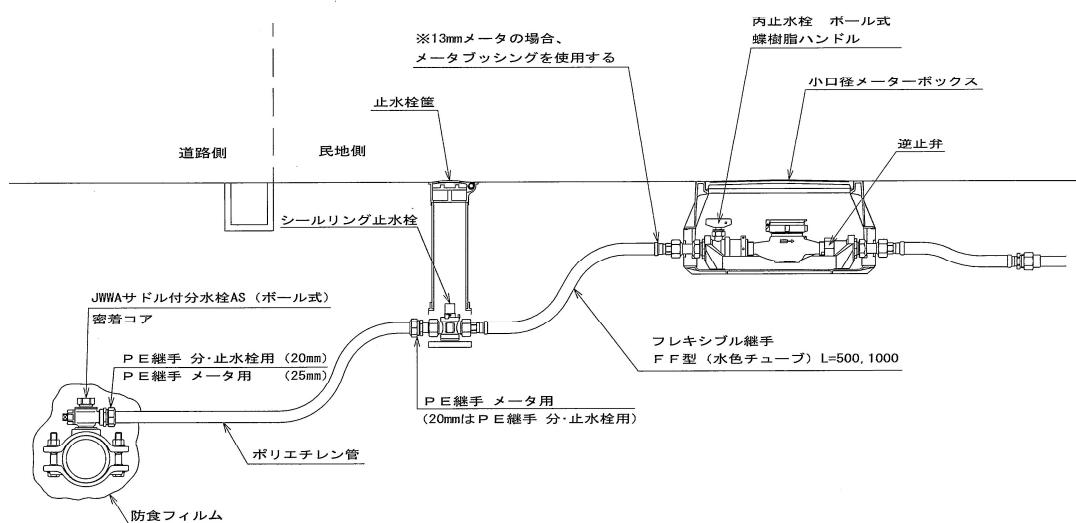
3 給水装置の材料

3. 1 水道メーターまでの使用材料

配水管に接続（分岐装置取付け）する給水工事及び当該分岐口から水道メーターまでの給水工事に使用する全ての材料は、給水管及び給水用具の指定に基づいて水道事業者が指定する材料、【給水装置指定材料一覧】の中から最も適切な材料を選定し、使用する。

藤岡市 標準配管図

Φ13~25



【給水装置指定材料一覧】

種別	使用材料	規 格		適用範囲		備 考
		名称・仕様	規格引用番号等	道路	民地	
給水管	合成樹脂管	水道用ポリエチレン二層管 (軟質 1種二層管)	JIS K 6762	呼び径 13~50		分歧箇所から水道メーターまでを指定する。
継手類	ポリエチレン管 (耐震継手)	ソケット	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		メス・オスソケット	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		分止水栓ソケット	JWWA B 116	呼び径 13・20		
		メーター用ユニオンソケット	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		異径ソケット	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		チーズ	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		異径チーズ	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		エルボ	JWWA B 116	呼び径 13~50		
		パイプエンド	JWWA B 116	呼び径 13~50		
特殊継手類	ポリエチレン管	分水栓キャップ	JWWA B 116	呼び径 13~50		
	特殊継手類	フレキシブル継手 (水色チューブ)	F-F型、F-M型 本体材質：ステンレス	呼び径 13~50 L=500mm・1000mm (40・50 L=1000mm のみ)	メーターユニット前・後に使用	
		ブッシング	JWWA G 536	呼び径 13~30		フレキシブル継手とユニット接続に使用
		GP シモク	JWWA G 536	呼び径 13~50 (主に 40・50 使用)	フレキシブル継手とプレイングート及びユニット接続に使用	
		伸縮可とう離脱防止継手(ソケット)	SK-SKX2301-E2-19-VP SK-SKX2301-E2-19-SGPW SK-SKX2301-E2-19-PE	呼び径 13~50 呼び径 13~50 呼び径 13~50		
		伸縮可とう離脱防止継手(エルボ)	SK-SKX2301-E2-19-VP SK-SKX2301-E2-19-SGPW SK-SKX2301-E2-19-PE	呼び径 13~50 呼び径 13~50 呼び径 13~50		
		伸縮可とう離脱防止継手(チーズ)	SK-SKX2301-E2-19-VP SK-SKX2301-E2-19-SGPW SK-SKX2301-E2-19-PE	呼び径 13~50 呼び径 13~50 呼び径 13~50		
栓類	止水栓	シールリング乙止水栓	JWWA E 450、JWWA E 468	呼び径13~30		
	丙止水栓	逆止弁付き伸縮式ボール止水栓	JWWA E 475	適用なし	呼び径 13~25	樹脂蝶ハンドル
		逆ボ止水栓 S型 平行おねじ伸縮形	JWWA E 493	適用なし	呼び径 30~50	丸ハンドル
	プレインゲート	プレインゲート (締め過ぎ防止・右開き)	JWWA B 108 準拠	呼び径 40・50		
	分水栓	水道用サドル付 分水栓 (A型：ボール式 コア付) (取付管種：DIP, CIP, ACP)	JWWA B 117	取出し管口径 40~ × 分岐口径 20~50		
		配水用ポリエチレン管鋳鉄サドル付分水栓 (A型：ボール式) (取付管種：HPPE)	JWWA K 144			
		(取付管種：VP, PE, SP) ボール式	JWWA B 136 、JWWA B 117			

(注) 「JIS」は日本工業規格、「JWWA」は日本水道協会規格を示す

種別	使用材料	規 格		適用範囲		備 考
		名称・仕様	規格引用番号等	道路	民地	
筐類	メーター ポックス	小口径メーター ポックス	20・25 用 (本体: ABS樹脂) (蓋: PVC)	適用なし		埋設用 市章入り
			13・20 用 (本体: FCD-200) (蓋: FCD-500) 25 用 (本体: FCD-500) (蓋: FCD-500)	適用なし		埋設用、耐荷重 (T-8) 市章入り
		中口径メーター ポックス	30・40 用(兼用) (本体: FRP樹脂) (蓋: FRP樹脂)	適用なし	30・40 兼用	埋設用、耐荷重 (T-8) 市章入り
筐類	メーター ポックス	中口径メーター ポックス	30・40 用(兼用) (本体: FCD500) (蓋: FCD500)	適用なし	30・40 兼用	埋設用、耐荷重 (T-8) 市章入り
		大口径メーター ポックス	50・75・100 用 (本体: レジンコンクリート) (蓋: FCD)	適用なし		埋設用 市章入り
	止水栓用	プラスチック製止水栓筐	φ100×400 (ブルー 蓋) (本体: PVC) (蓋: PVC)	適用なし	止水栓 φ13～ 30	埋設用 市章入り 止水栓表示
		鋳鉄製止水栓筐 (宅内用: FDS型)	φ100×400 (黒蓋) (本体: PVC) (蓋: FCD)	適用なし	止水栓 φ13～ 30	埋設用、耐荷重 (T-8) 市章入り 止水栓表示
		止水栓ボックス (公道用: ハット型)	φ150×1200 (本体: PVC) (蓋: FCD) コンクリート底板付	止水栓 φ13～30		埋設用、耐荷重 (T-14) 市章入り 止水栓、排泥弁 表示
プレインゲート用	止水栓ボックス (公道以外: ハット型)	φ150×1200 (本体: PVC) (蓋: FCD) コンクリート底板付	適用なし	プレイ ンゲー ト φ40・ 50		埋設用
	ネジ式V型勾配弁筐 荷重区分: 一般車道用 (T-25) H=700・900・1200	内径170mm コンクリート製座台付	プレインゲート φ40・50			埋設用 市章入り 止水栓、排泥弁 表示
ユニット	メーター ユニット	小口径メーター ユニット	13・20・25 用 ボール止水栓 (樹脂蝶ハンドル) 逆止弁 S2型	適用なし		埋設用 市章入り
		中口径メーター ユニット	30・40 用 ボール止水栓 (レバーハンドル) 逆止弁付、 GPシモク付	適用なし		埋設用 市章入り
		大口径メーター ユニット	50 用 仕切弁 (丸ハンドル) 逆止弁付、 GPシモク付	適用なし		埋設用 市章入り
	バイパスユニット	メータバイパスユニット 4型	25・30・40 用 逆止弁付 上水ネジ用	適用なし		埋設用
		メータバイパスユニット 4型	50 用 逆止弁付	適用なし		埋設用
		メータバイパスユニット 3型	75 用 逆止弁付	適用なし		埋設用

(注) 「JIS」は日本工業規格、「JWWA」は日本水道協会規格を示す

種別	使用材料	規 格		適用範囲		備 考
		名称・仕様	規格引用番号等	道路	民地	
防護管	鞘 管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)				
その他	埋設シート	埋設標識シート 幅 150mm、2倍折込、青色	ポリエチレン			給水管注意 青地に白色文字 表示
	コンクリート平板	150mm×300mm×50mm (大) 300mm×300mm×50mm (小)				

(注) 「JIS」は日本工業規格、「JWWA」は日本水道協会規格を示す

3. 2 水道メーターから下流側の使用材料

水道メーターの下流側の給水装置工事に使用する材料（管及び用具）は、施行令第5条（給水装置の構造及び材質基準）第2項の規定に基づく、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定めた給水管及び給水用具が満たすべき項目に適合したものでなければならない。

4 給水装置工事の施工

4. 1 土工事

(1) 埋設管路の掘削方法

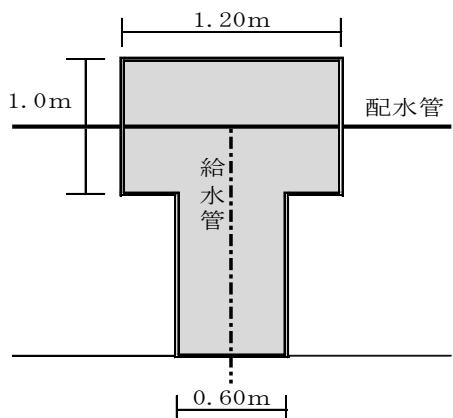
掘削作業を行う前に、事前の調査を行い、現場状況を把握するとともに、道路管理者の定める基準で掘削を行う。所定の断面に従って掘削し、布設管上の土被りが所定の深さになるようにし、床付面は、凹凸のないよう平坦にする。

(2) サドル付分水栓の掘削方法

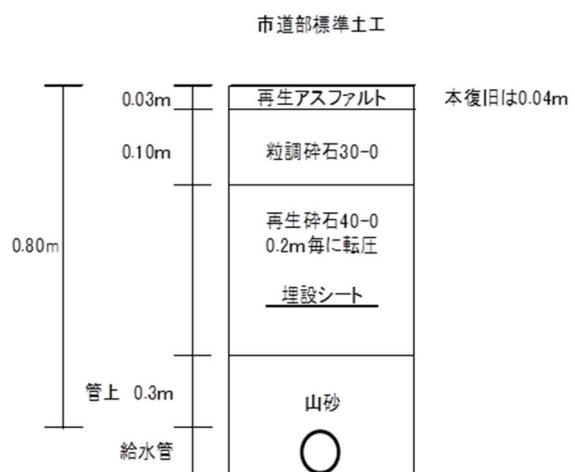
サドル付分水栓の掘削にあたっては、事前に配水管の位置・深さを調整確認し、穿孔作業に支障がないよう十分な深さに掘削する。その広さは、分水位置を中心として $1.0\text{m} \times 1.2\text{m}$ （標準図）とする。配水管の底部は、サドル付分水栓の取付けが容易に行われるよう十分掘削する。掘削作業は、既設管を破損させないように、機械と人力掘削を併用して慎重に掘削をおこなう。

【標準図】

<平面図>



<断面図>



(3) その他の掘削方法

その他の掘削方法については、道路管理者、水道事業者と協議を行い、適切な工法を選定し決定する。

(4) 埋戻し

道路の掘削箇所の埋戻しは、道路管理者の指示により、指定された指定の材料（砂及び碎石等）を用いてタンパ及び振動ローラー等により規定の厚さで十分に締固め、将来にわたり陥没、沈下等をおこさないよう行う。また、給水管及び他企業埋設物に損傷その他影響を及ぼさないよう十分注意し埋戻す。

掘削部分の舗装復旧は、加熱合材を使用し同日中に復旧すること。区画線、道路表示については、仮復旧舗装の後は、ペイント式により実施する。

4.2 舗装本復旧

舗装本復旧については、占用許可書により影響部を含め、現状以上の舗装構成で仮舗装復旧後6か月から1年程度の自然転圧を待ち、申請者により行う。

ただし、水道事業者が定める舗装本復旧負担金を納めた場合は、水道事業者が行う。

舗装本復旧単価は

- (1) 市道（センターラインが無い場合）及び市道の歩道 11,300円/m²
- (2) 市道（センターラインがある場合） 15,600円/m²
- (3) 県道の車道 15,600円/m²
- (4) 県道の歩道 11,300円/m²
- (5) カラー舗装等及び付帯施設については別途試算

詳細は『7.2 舗装本復旧負担金の算出基準』を参照。

4.3 給水管の分岐

取り出し工事の施工基準

(1) サドル付分水栓の離隔距離

既設サドル付分水栓の隣に新たにサドル付分水栓を取り付けて取り出しを行う場合、既設サドル付分水栓の取付口から30cm以上の離隔距離を確保して設置すること。また、直管の接続部分からの離隔距離も同様とする。

(2) 鋳鉄管用サドル付分水栓の取り付け

鋳鉄管の穿孔周辺部をウェス等できれいに清掃し、サドル上部にサドル下部を組み合わせ、締付けボルトを通し、座金、ナットを取り付け、片締めなどが起きないよう標準締付けトルクまで締め付ける。

単位：N・m

配水管口径	75mm～150mm	200mm～350mm
標準締付けトルク	60	75

(3) H P P E 用鋳鉄サドル付分水栓の取り付け

配水用ポリエチレン管の穿孔周辺部をウェス等できれいに清掃し、サドル上部にサドル下部を組み合わせ、締付けボルトを通し、座金、ナットを取り付け、片締めなどが起きないよう標準締付けトルクまで締め付ける。

単位：N・m

給配水管口径	75mm～200mm
標準締付けトルク	40

(4) V P 用サドル付分水栓の取り付け

鋳鉄管への取り付けと同様、塩化ビニル管は割れやすいので特に丁寧にゆっくりと所定の標準締付けトルクまで締め付ける。

単位：N・m

給配水管口径	40mm～150mm
標準締付けトルク	40

(5) P E 用サドル付分水栓の取り付け

鋳鉄管への取り付けと同様、ポリエチレン管はやわらかく変形しやすいので特に丁寧にゆっくりと所定の標準締付けトルクまで締め付ける。

単位：N・m

給水管口径	40mm～50mm
標準締付けトルク	40

(6) 耐圧試験

配水管及び給水管にサドル付分水栓を新たに取り付けて取り出し工事を行う場合は、サドル付分水栓、給水管及び乙止水栓またはプレインゲートを設置してから耐圧試験を行い水漏れがないかどうかの確認を行う。

なお、この場合の耐圧試験の水圧は0.75Mpaとし耐圧試験時間は10分間とする。

4. 4 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深度は【給水管埋設深度】の表による。

【給水管埋設深度】

路線名	種別	道路管理者	管上埋設深さ	摘要
(1) 民地内	車両通行部	個人	0.3m以上	
			0.6m以上	
(2) 私道	車両通行部	個人	0.45m以上	
			0.8m以上	
(3) 市道	歩道	藤岡市土木課	0.6m以上	
	車道		0.8m以上	
(4) 主要地方道	歩道	群馬県藤岡土木事務所	0.6m以上	前橋・長瀬線、藤岡・本庄線、寺尾・藤岡線、藤岡・大胡線、神田・吉井停車場線、上里・鬼石線
	車道		1.2m以上	
(5) 一般県道	歩道	群馬県藤岡土木事務所	0.6m以上	金井・倉賀野停車場線 下栗須・馬庭停車場線 上日野・藤岡線、下日野・神田線、会場・鬼石、中島・新町線 群馬藤岡停車場線、太田部・鬼石線
	車道		1.2m以上	
(6) 国道17号	歩道	国土交通省（高崎河川国道事務所）	別途協議による	事前協議が必要
	車道			
(7) 一般国道 254号・462号	歩道	群馬県藤岡土木事務所	0.6m以上	
	車道		1.2m以上	
(8) 一級河川 烏川・鏑川・神流川	河川区域	国土交通省（高崎河川国道事務所）	別途協議による	事前協議が必要
	保全区域			
	水管橋			
(9) その他の一級河川	河川区域	群馬県藤岡土木事務所	別途協議による	事前協議が必要（神流川の一部、鏑川の一部笛川、三名川、境川、荒沢川、三波川、大沢川、温井川、中川、鮎川、猿田川、鉢沢川、鍛冶屋沢川）
	保全区域			
	水管橋			
(10) 二級河川（準用河川） 平林川	河川区域	藤岡市土木課	別途協議による	事前協議が必要
	保全区域			

(11) 上越新幹線	高架下	JR 東日本	別途協議による	事前協議が必要
(12) 鉄道 高崎線・八高線	軌道下 近接区域	JR 東日本	別途協議による	事前協議が必要

4. 5 給水管の明示

給水管の埋設時、埋戻し管上50cm(歩道等の埋設が浅い場合は管上30cm程度)の位置に埋設シートを設置し、掘削時の事故防止を行う。

4. 6 止水栓の設置

(1) 公道用止水栓（乙止水栓・プレインゲート）の設置

公道止水栓の設置については、以下のとおりとする。

- ア 給水管を道路内に10m以上埋設する場合は、道路上に原則止水栓（一次止水栓）を設置する。（10m未満は不要とし、宅内に設置する）
- イ 操作及び維持管理に支障とならない場所に設置する。
- ウ 交差点内には設置しない。
- エ 車両等の輪荷重を受けやすい場所や、埋没しやすい場所には設置しない。

(2) 宅内用止水栓（乙止水栓・プレインゲート・丙止水栓）の設置

宅内止水栓の設置については、以下のとおりとする。

- ア 乙止水栓は官民境界線から約1.0mで、維持管理に支障のない場所、かつ、敷地内に設ける。
- イ 同一敷地内に2個以上の給水装置を設置する場合は、それぞれ別々の止水栓を設置する。
- ウ 給水管を道路内に10m以上埋設し、道路上に止水栓を設置した給水管は、宅地内にも止水栓（二次止水栓）を設置する。
- エ 宅地内約1.0mで止水栓を設置し、やむをえず止水栓から1.0m以内の場所にメーターを設置できない場合は、あらかじめ協議をして承認を得ること。承認を得た後、PE管を埋設し、止水栓（二次止水栓）を設置する。
- オ 丙止水栓はメーターボックス内にメーターの一次側に直結して逆止弁付ボール止水栓を設置することを標準とする。なお、メーターユニットを使用している場合は、逆止弁はユニットの二次側に設置される。
- カ メーター交換等に、もどり水等で維持管理に支障となるおそれがある場合は、メーター二次側にストップバルブ等の止水栓を設けるものとする。

(3) 止水栓筐の設置

- ア 止水栓・プレインゲートの開閉操作に支障のないように、開閉ハンドルが止水栓筐の中心にあるよう設置する。
- イ 止水栓筐の頂部と周囲の地表面が同じ高さになるよう垂直に設置する。
- ウ 止水栓筐の周囲を十分に突き固め、沈下、ずれ等が生じないように設置する。

4. 7 メーターの設置

メーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、水道事業者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。メーターの設置位置は、水道事業者が定めるものとし、その要点は次によるものとする。

- ア 原則として、官民境界線に最も接近した需要者の敷地に設置する。
- イ 汚水や雨水が流入しない場所に水平に設置し、検針・点検及び取替作業が容易にできるようする。また、障害物を置かないようにする。
- ウ 境界線に最も接近した場所に設置できない等、特別な理由がある場合はその都度協議し決定する。
- エ その他維持管理に支障のない場所。
- オ 新設及び改造工事ではメーターユニットを使用すること。なお、軽微な改造等の際は協議し決定すること。また、開発協議により25mm以上のメーターを使用し受水槽不設置の場合、バイパス付きメーターユニットを設置することとする。

4. 8 メーターボックスの設置

メーターボックスの設置場所は乙止水栓またはプレインゲートから1.0m以内の場所に設置することを基本とする。

1.0m以内に設置できなくやむを得ない理由がある場合は、「給水装置工事申込書」の申請時にあらかじめ協議をして承認を得ること。

敷地の形状が旗竿地などの場合で、メーターボックスを旗の部分に設置する場合は、上記同様あらかじめ協議をして承認を得ること。

4. 9 排泥弁の設置

- ア 口径40mm以上の給水管を、公道に50m以上埋設する場合は、維持管理及び非常時の管内排水のため、管末に排泥弁を設置する。ただし、排泥先に水路や側溝等排水先がない場合は、事前に水道事業者と協議を行う。
- イ 吐出口は、汚水等の逆流を防止するため、水路などの高水位より高い位置

に設置し、排水口径は主管の1/2程度とする。

4. 10 空気弁の設置

口径40mm以上の給水管を埋設する場合で、管路が凹凸となる水管橋等では、管内の空気を適切に排除するため、次の各項により、空気弁を設置する。

- ア 管路の凸部、その他適所に設ける。
- イ 空気弁は、水道用急速空気弁を採用し、適切な口径を選択する。
- ウ 空気弁には、補修弁を設ける。
- エ 空気弁室の構造は堅牢で、空気弁の管理が容易なものとする。
- オ 寒冷地においては、凍結防止のため弁室のふたを二重構造等にする。また、水管橋などでは、防寒材を充填し防寒工を施す。

4. 11 保温材の設置

冬場の気温が下がる時期になると、水道管が凍って水が出なくなる場合や、凍った水道管が破裂する恐れがある。その為、保温材を使用し、凍結を防ぐ必要がある。保温材として使用する材料は、耐久性に富み、熱伝導率が低く、耐熱性に優れているものを使用する。埋設管に使用する場合は、作業中に破損及び埋設後、土圧によって必要な厚さを維持できない材質のものは、適当な防護処置を講じる。使用条件、並びに作業性を考慮して使い分ける。

保温材の選択にあたっては、次の点を考慮する。

- ① 熱伝導率が小さいこと。
- ② 軽量で適度の強度を有すること。
- ③ 施工が容易であること。
- ④ 使用温度範囲が広く、使用状態で劣化したり、変質したりしないこと。

4. 12 安全管理

工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保と、工事の実施に伴う公衆に対する安全の確保がある。

後者のうち、特に道路の下の配管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。また、工事の実施に伴い道路の通行を規制する場合は、交通誘導員を適正な場所に適正な人員を配置しなければならない。

5 給水装置工事の申込

5. 1 工事申込の義務と必要性

給水装置の新設、改造または撤去をしようとする者は、あらかじめ水道事業者に申込み、承認を受けなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更（配管を伴わないもの）はこの限りではない。

給水工事の申込みは、給水装置工事申込者が藤岡市指定給水装置工事事業者に工事を委託し、委託を受けた藤岡市指定給水装置工事事業者が当該工事に必要な書類を作成して水道事業者に提出することにより行う。

これは、給水装置工事申込者への安全な水の常時供給と、それに伴う給水装置の構造及び材質の基準が適合されているか判断するためである。

5. 2 給水装置（新設・改造）工事申込書の作成・協議

（1）工事申込書の作成

藤岡市指定給水装置工事事業者は、法令を遵守して適正な設計を実施し、必要とされる関係書類が添付された「給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書（様式第1号（第3条関係））」を作成する。

（2）水道事業者との協議

藤岡市指定給水装置工事事業者は、作成した給水装置（新設・改造）工事申込書及び建築物等の計画書を基に、水道事業者と適切な協議を実施して、「給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書（様式第1号（第3条関係））」を提出し、設計審査を受け、承認後に工事を実施する。

（3）工事申込の種類

ア 新設工事

新たに給水管を分岐し、台帳番号付与となる工事（新設工事）は、水道事業者の布設した配水管から分岐し、本施工基準に適合した口径、材料及び構造を以て施工されることを原則とする。

イ 改造工事

水道メーターの口径変更、及びメーターを含めた給水管の構造、材質等の変更、延長、給水栓等の口径、位置及び数量の変更に係る工事とする。

新設及び撤去工事以外の工事は改造工事になる。

ウ 撤去工事

給水装置所有者が管理する水道が不要になり廃止する場合に必要な工事である。分岐装置の閉栓とそれ以降の給水装置を切り離す工事とする。

止水栓より室内側配管の撤去工事で該当土地に止水栓を残す場合は改造工

事となる。

(4) 添付書類（案内図）

案内図については、住宅地図等（A4サイズ）を添付する。

該当地にマーキングをする。

(5) 添付書類（公図）

正確な地番と位置の確認のため公図（写）を添付する。

区画整理地内は、仮換地地図（写）を添付する。

(6) 添付書類（占用許可書）

給水装置の新設、改造工事等に伴い、道路への占用行為（占用物件の変更も同じ）と共に掘削及び復旧行為が生じる場合は、道路法第32条の規定により、工事着工前に道路管理者の占用許可を受け占用許可証（写）を添付する。

市道については市役所土木課、国道・県道については指定給水装置工事事業者が必要書類を作成して水道事業者に提出し、水道事業者が提出を行う。

また、河川敷、水路敷、民間道路（個人名義の道路）など道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その所有者及び管理者の占用許可または承諾を得て、許可書または承諾書等を添付する。

(7) 添付書類（建築確認済証）

建築基準法上の適合に係る建築確認申請行為を伴う新設及び建替えのときは、建築確認済証（写）を添付する。

(8) 添付書類（廃止届）

給水装置所有者が管理する水道を廃止にする撤去工事の申請に、廃止届（様式9号（第23条））を添付する。

(9) 添付書類（工事申込種類別）

工事申込書は、【工事申込書 添付書類一覧】による書類を添付する。

【工事申込書 添付書類一覧】

工事申込の種類	添付書類	適 要
新設工事	<ul style="list-style-type: none">・案内図・公図の写し・道路占用許可証の写し・建築確認済証の写し	
改造工事	<ul style="list-style-type: none">・案内図・公図の写し・建築確認済証の写し・道路占用許可証の写し	取出し直し等の新たに道路占用行為が生じる場合は、道路占用許可証の写しを添付する。

撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・公図の写し ・水道使用廃止届 	給水装置を廃止する場合には水道使用廃止届を添付する。
------	--	----------------------------

(10) 工事申込書・提出 (様式第1号 (第3条関係))

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を申し込むときは、必要事項が記入された申込書（指定様式）にその他必要書類を添えて水道事業に提出して設計審査を受ける。なお、承認された後でなければ給水工事に着手してはならない。

給水装置工事の許可までに一定の審査時間を要するため、時間に余裕をもって申請すること。

5. 3 給水装置工事申込書の記載方法

(1) 委任事項記載 (委任者・受任者)

該当給水工事に関する一切の件を、工事申込者（委任者）から指定給水装置工事事業者（受任者）へ委任するための委任状である。

(2) 利害関係人の同意書等

次に掲げる場合は、当該各号に定める書類を水道事業に提出するものとする。

ア 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとする場合、当該土地又は構築物の所有者の同意書若しくはこれに代わるもの（「土地賃貸借契約書（写）」「土地使用承諾書」等）。ただし、夫婦または親子等の場合はこの限りでない。また、給水管を埋設する土地に地役権設定することが望ましい。

イ 他人の給水装置から分岐引用しようとする場合は、当該給水装置の所有者の同意書又はこれに代わるもの。

ウ 建築基準法第42条第1項5号の規定に基づき特定行政庁から位置の指定を受けた道（位置指定道路）又は共有地（登記地目：公衆用道路）へ給水管を布設する場合は、通過する私道の所有者全員の承諾書（掘削及び埋設管の布設に関する承諾）が必要となる。

(3) 記載方法

「給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書（様式第1号（第3条関係））」は、市指定用紙を使用し、作成する。

《表面》

ア 委任者、申込者、水栓所有者は原則として土地所有者とする。

他人の土地に給水装置を設置しようとする場合は、利害関係者より承諾印が必要となる。ただし、夫婦、親子等関係の場合はこの限りでない。

改造、撤去工事申込の場合は、所有者を確認し、必要に応じて「給水装置所有者変更届」を提出する。

- イ 新設 改造 撤去 の該当工事に○を付ける。
- ウ 家屋所有者は建築確認済証で確認する。
- エ メータ一口径の記入（口径変更のときは、変更後の口径）
- オ 私設管からの分岐引用の場合は、水栓所有者の承諾を受け、住所、氏名を記入し承諾印を受ける。
- カ 新設及び改造（取り出し直し）の場合は取り出し配水管の管種・口径を記入する。
- キ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び当該分岐口から水道メーターまでの給水工事を行う場合は、工期を記入する。
- ク 宅内工事、公道分工事の種別、材料・口径数量を記入すること。
- ケ 指定給水装置工事事業者 住所 氏名、給水装置工事主任技術者 氏名を記入し、押印する。
- コ 市指定事業者番号を記入する。

《裏面》

- 1) 記号例に従って、平面図を記入すること。
- 2) 公道分における給水管等を市へ移管することを希望する場合は「給水装置移管申込書」に日付、住所、氏名を記入し、押印すること。

5. 4 その他、添付書類・承諾書等（様式）

（1）受水槽不設置の書類

給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物、及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない（条例施行規程第13条）。受水槽不設置の場合は、水道管修理等に伴う断水等があっても一切藤岡市水道事業に苦情及び迷惑（給水車による水の運搬等）をかけない事の念書を提出した場合に限り設置しないことを認める。また、開発協議による工事で25mm以上のメーターを使用する場合には、バイパス付きメーターユニットを設置することとする。

（2）分岐承諾等の書類

他人の給水管から分岐しようとする場合で当該給水管を含む給水装置の所有者

が複数いる場合は、所有者全員の同意を得たことのわかる書類を添付する。

(3) 水圧・水量の書類

補助管及び個人管（連合管）からの給水の取り出しについて、市の指導に準拠せず取り出しを行うときは、水圧・水量の不足が生じたときは申込者において自費で解決し、藤岡市水道事業には迷惑をかけない事を約束する念書を添付する。

(4) その他必要な書式

その他、工事事業者と協議の上必要な書類は申込者にその趣旨を説明のうえ作成し、申込者及び関係者にその確認を得た後、水道事業者へ提出する。

5. 5 許可

(1) 支払の依頼と領収確認及び許可証の配布

納付書により指定給水装置工事事業者を通じ申請者に納入依頼をする。

指定給水装置工事事業者は領収済証（写しでも可）を水道事業者に提示し、「給水装置工事承認済証」の交付を受ける。

(2) サドル承認（伝票）

工事に必要なサドル付分水栓については、市が交付する「給水工事材料納品書」を藤岡市指定給水装置工事事業者協同組合へ提出して購入する。

サドル穿孔工事（取り出し工事、サドル使用工事）施工時、藤岡市指定給水装置工事事業者協同組合より発行される「サドル承認印証」を市検査員に提示する。なお、「サドル承認印証」については藤岡市指定給水装置工事事業者協同組合にてサドル購入時に発行される。

(3) 承認板の掲示

ア 指定給水装置工事事業者は該当工事期間中、承認板を必ず掲示する。

イ 承認板を掲示したときより、工事の実施が可能となる。

6 給水装置工事の検査

6. 1 給水装置・工事検査

(1) 検査の義務と必要性

給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、水道事業者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせる恐れもある為、衛生上十分に注意を払い工事を行わなければならない。

(2) 検査の種類

給水装置工事に係る検査は次のとおりとする。

- ア 配水管、給水管からの取り出し・分岐及び分水栓止め等する工事。
- イ メーターの設置・移設及びメーターの取り外しをする工事。
- ウ 申請に係る工事のすべてが竣工した場合。

6. 2 検査の依頼方法

(1) 取り出し工事の検査依頼

取り出し工事等を行う場合は、あらかじめ水道工務課窓口に設置してある検査予約簿に検査希望日など必要な事項を記入すると共に「給水装置工事検査願（様式第5号（第8条関係））」を工事の前日までに提出する。

なお、工事の規模など総合的に考慮して検査時刻を判断し検査予約を入れる。

(2) 取り出し工事の検査基準

水圧検査は、サドル分水栓から乙止水栓（プレインゲート）までの水圧テストを行う。サドル付分水栓を既設管に取付けた後、水圧ポンプにより試験水圧0.75MPaまで加圧し、10分間保持する。10分間保持後の圧力低下が試験水圧の10%以内であれば基準を満たしている。ただし、急激な圧力低下などの異常があった場合は再試験を行う。

水質検査は残留塩素測定器D P D法により遊離残留塩素測定を行う。測定値が0.1mg/l以上であれば基準を満たしている。ただし、測定は試薬投入後1分以内に終了すること。

(3) メーター設置工事の検査依頼

メーターの設置・移設工事を行う場合は、あらかじめ水道工務課窓口に設置してある検査予約簿に検査希望日など必要な事項を記入すると共に「給水装置工事検査願」を工事の前日までに提出する。また、メーターの設置に併せて開栓する場合は「水道使用開始申込書（様式第6号（第20条関係））」を、開栓しない場合は「水道メーター設置表」をそれぞれ工事の前日までに提出する。

(4) 竣工検査の検査依頼

竣工検査を行う場合は、あらかじめ水道工務課窓口に設置してある検査予約簿に検査希望日など必要な事項を記入するとともに「給水装置工事検査願」を検査日の前日までに提出する。

(5) 管理写真の提出

給水装置工事において配水管及び給水管からの取り出し・分岐工事またはメーターセット工事等については検査員がすべて立ち会うので管理写真の提出は不要とするが、自社での管理は実施して検査員が写真の提出を求めた場合は工事完成後速やかに提出すること。

(6) 竣工検査の検査基準

竣工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造・材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工事品質確認である。

水圧検査は、メーターニュート側で水圧ポンプにより試験水圧1.75Mpaを加圧し、1分間保持する。1分間保持後の圧力低下が試験水圧の10%以内であれば基準を満たしている。ただし、急激な圧力低下などの異常があった場合は再試験を行う。また、バイパスユニットを使用している場合は、検査員の立ち合いのもと、水圧検査を行うこととする。

埋設深度は『4.4 給水管埋設深度』を基準値とする。また、目視により濁りの有無を確認し、直接匂いを嗅ぎ異臭の有無を確認する。

工事が完了したときは、ただちに竣工検査を受けなければならない。

6. 3 竣工書類等の提出

(1) 竣工写真の提出

提出する写真はメーターの二次側とし、1.75Mpaの耐圧試験で開始と1分経過後の写真、給水管の埋設深度が確認できる写真及びヘッダーを使用している場合はヘッダーの写真を提出すること。また、公道部の布設延長が長く検査員が埋設深度及び布設状況等を確認できない場合、確認できる写真を提出すること。

(2) 竣工・配管図の提出

当初申請した配管図と実際に工事を行った現地の配管経路が変更された場合は予め竣工図を提出すること。

なお、軽微な変更については当初申請した図面を修正及び訂正することができる。

6. 4 竣工検査後の管理

(1) 工事の保証期間

給水装置の工事完成後1年以内に、給水装置が当該工事の瑕疵に起因して破損したときは、当該工事を施工した指定給水装置工事事業者がこれを補修するものとし、その費用は当該指定給水装置工事事業者の負担とする。また、自社施工はその限りではない。

(2) 委任者への完成報告

委任者への完成報告は、竣工検査の時に委任者が当該工事場所に居た場合は検査員が直接検査合格した旨を報告する。また、委任者が不在だった場合は受任者が完成検査に合格した旨を報告する。

7 資料

7. 1 占用申請書類の作成

(1) 占用申請

道路等に、給水管を埋設して工事を実施する場合は、道路法に基づき工事着手前に道路管理者の占用許可を受けなければならない。また、河川などの道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その管理者の占用許可を受けなければならない。なお、これらの許可書は、必ず工事現場に携行しなければならない。

(2) 占用申請の種類

施設管理関係の各種申請

ア 道路法に関する申請・・・道路に関する工事を行う

イ 河川法に関する申請・・・河川に関する工事を行う

(3) 事前調査・協議

工事の施工にあたっては、現場の状況を把握するために必要な調査を行わなければならない。特に道路等を掘削する前に、占用申請を行なわなければならないため、施設管理者（国県道・市道・河川など）の事前調査を行い、各管理者の占用申請及び協議を行う。また、施設管理者の地下埋設物の調査を行い、施工には十分注意しなければならない。なお、工事施工中に、不明確な埋設物が発見された場合は、速やかに当該埋設物管理者の確認のうえ十分協議し、その指示に従うこと。

(4) 市道・占用申請書作成

市道を占用する工事の場合は、事前に占用の許可が必要となる。その手続きは、市土木課に各書類を提出し、申請及び協議を行う。

（5）国県道・占用申請書作成

国県道に関する工事を行うための承認が必要となり、事前に占用の許可が必要となる。その手続きについては、藤岡市指定給水装置工事事業者が、関係する申請書類を作成し、水道事業者が申請書を提出する。申請に必要な書類は、道路占用許可申請書・事業概要書・工事施工方法（復旧方法）・案内図・公図・写真・平面図・配管図・断面図・土工図・保安計画図・その他必要な書類を作成する。

（6）河川等・占用申請書作成

河川に関する工事を行うための承認が必要となり、事前に占用の許可が必要となる。その手続きについては、藤岡市指定給水装置工事事業者が、関係する申請書類を作成し、水道事業者が申請書を提出する。申請に必要な書類は、河川占用許可申請・事業概要書・工事施工方法（復旧方法）・案内図・公図・写真・平面図・配管図・断面図・土工図・保安計画図・その他必要書類を作成する。

（7）その他（水利組合等）占用申請書作成

その他の占用申請を行う場合は、水道事業者と協議を行う。

7.2 舗装本復旧負担金の算出基準

（1）舗装本復旧負担金

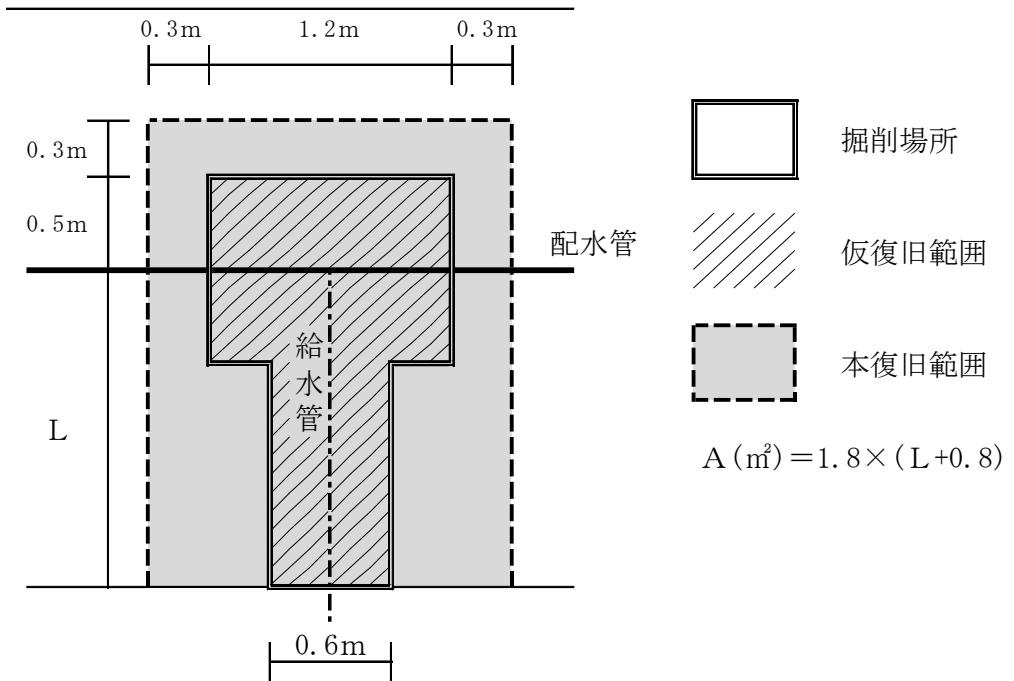
舗装道路に埋設する工事を実施する場合に必要となる舗装本復旧負担金については、道路管理者に提出する道路占用許可申請書の提出時に、水道事業者に負担金を納め水道事業者に施工を依頼するか、自社で施工を実施するか選択が可能である。

（2）市道算出基準

市道舗装本復旧負担金については、センターラインの有無により異なり図A市道でセンターラインのない道路a、b及び、図B市道でセンターラインのある道路a、bより算出する。ただし、市道占用許可書に別記指示がある場合は、この限りでない。

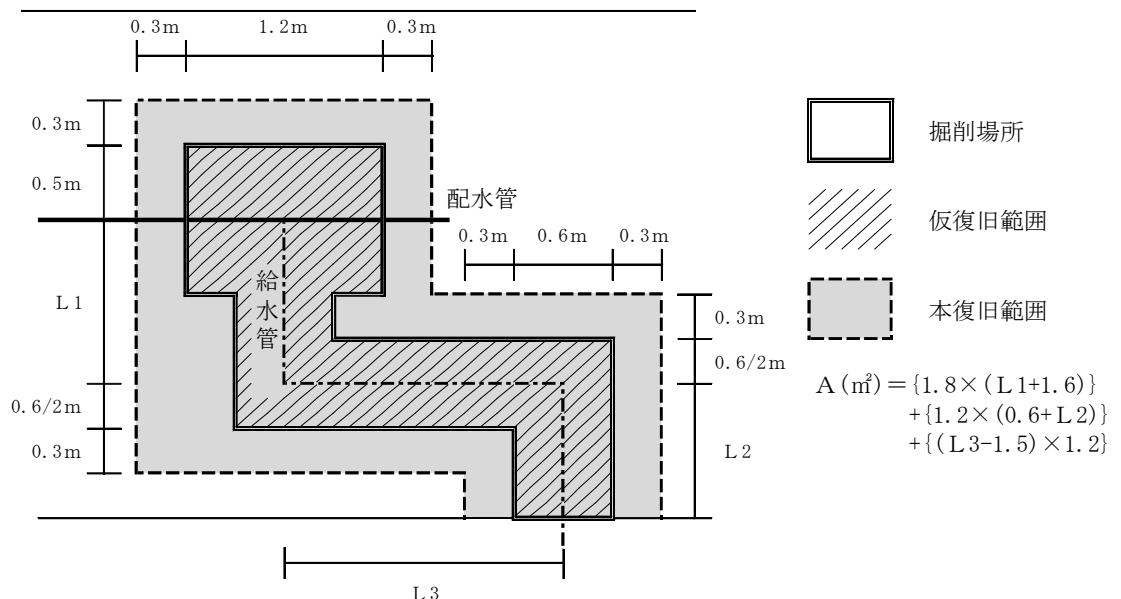
図A【市道でセンターラインのない道路】

a : 横断



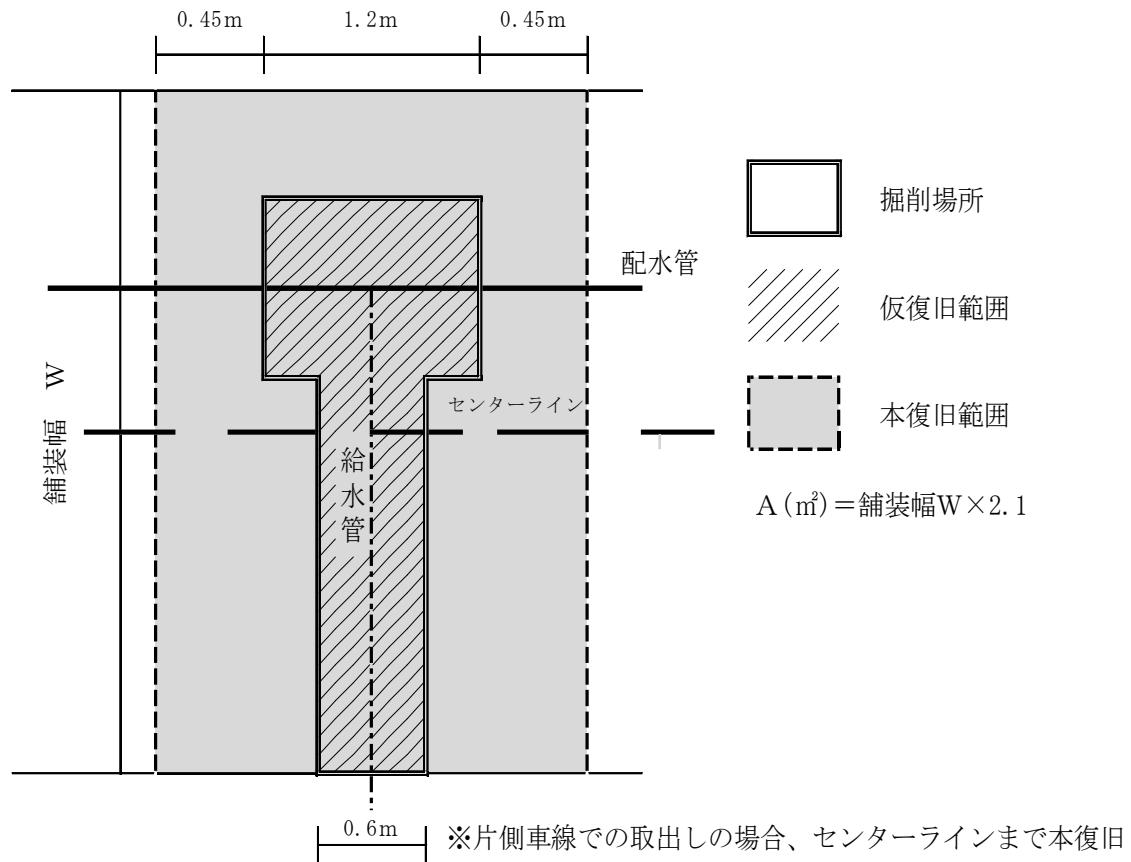
【市道でセンターラインのない道路】

b : 横断



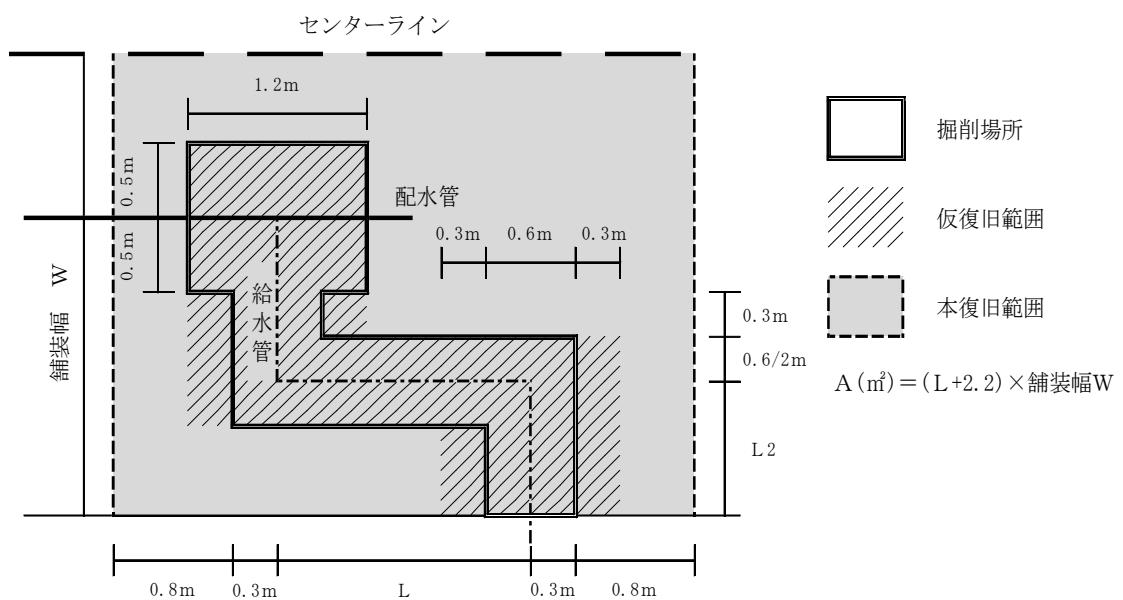
図B 【市道でセンターラインのある道路】

a : 横断



【市道でセンターラインのある道路】

b : 横断

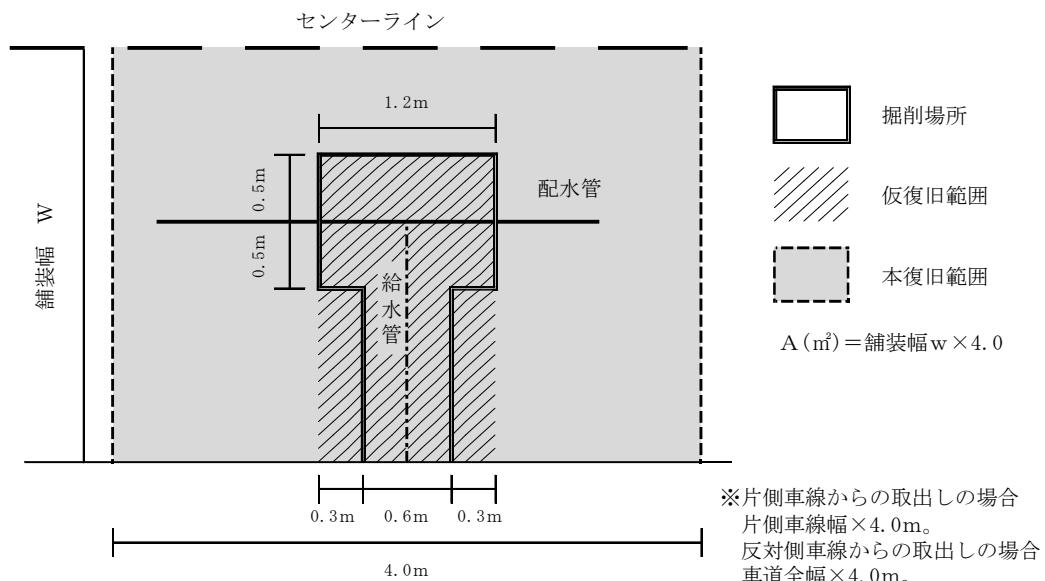


(3) 県道算出基準

県道舗装本復旧は、道路管理者の指示及び関係法令に基づき舗装の本復旧を行う。給水管取出し工事の場合、開削幅中央から片側延長2.0m（総延長4.0m）舗装本復旧を実施する。

※片側車線での取出しの場合、センターラインまで（センターラインを含む）施工をする。

※両側車線の場合は、全幅員を施工する。



(4) 歩道算出基準

①市道歩道部については、全幅で延長1.8mで舗装本復旧を実施する。

②県道歩道部については、全幅で延長4.0mで舗装本復旧を実施する。

(5) その他算出基準

この指針に該当しない場合、またはその他工事による特別な理由がある場合は、道路管理者と協議して実施する。

7. 3 舗装本復旧費負担金免除

(1) 舗装本復旧費負担金免除

①市街化調整区域内で配水本管が遠く、給水管を50m以上布設する場合は、工事費用を軽減するため、一定の基準を満たした場合は、舗装本復旧費を免除することができる。

②市街化区域内で水道事業者が、この地域が将来大きく給水が見込まれると判断して増口径を要請した場合で、一定の条件を満たした場合に舗装本復旧費の免除及び材料費（増費用分）を補助することができる。

(2) 免除の種類

- ①市街化調整区域の給水管増口径による舗装本復旧費免除。
- ②市街化区域内の給水管増口径による材料補助と舗装本復旧費免除。

(3) 免除の条件

①市街化調整区域内の条件

- 1. 市街化調整区域内の公道分とする。
- 2. 市の指導（市が必要とした場合）による増口径にする（口径50mm）。
- 3. 布設する延長が、50m以上である。
- 4. 営利を目的としない。（一般住宅）
- 5. 藤岡市宅地開発指導要綱及び、国県の開発行為の適用を受けない。
- 6. 公の機関が行う事業でない。
- 7. 公道部に布設した給水施設を、竣工検査後速やかに寄付する。
- 8. その他、市長が必要と認めたもの。

②市街化区域内の条件

- 1. 市街化区域内の公道分とする。
- 2. その区域が大きく開発され、3年以内に5戸以上の申し込みが予想され、水道事業管理者が5戸以上の見込みを判断し、要望した場合。
- 3. 藤岡市宅地開発指導要綱及び、国県の開発行為の適用を受けないこと。
- 4. 公の機関が行う事業でない。
- 5. 営利を目的としない。（一般住宅）
- 6. その他、特に市長が必要と認めたもの。

※材料費の補助は、比較設計し公道部の増となる費用分を補助する。

(4) 免除申請の手続

免除申請手続きは、給水工事申込書の提出時に、下記による書類を添付して決済後に許可される。

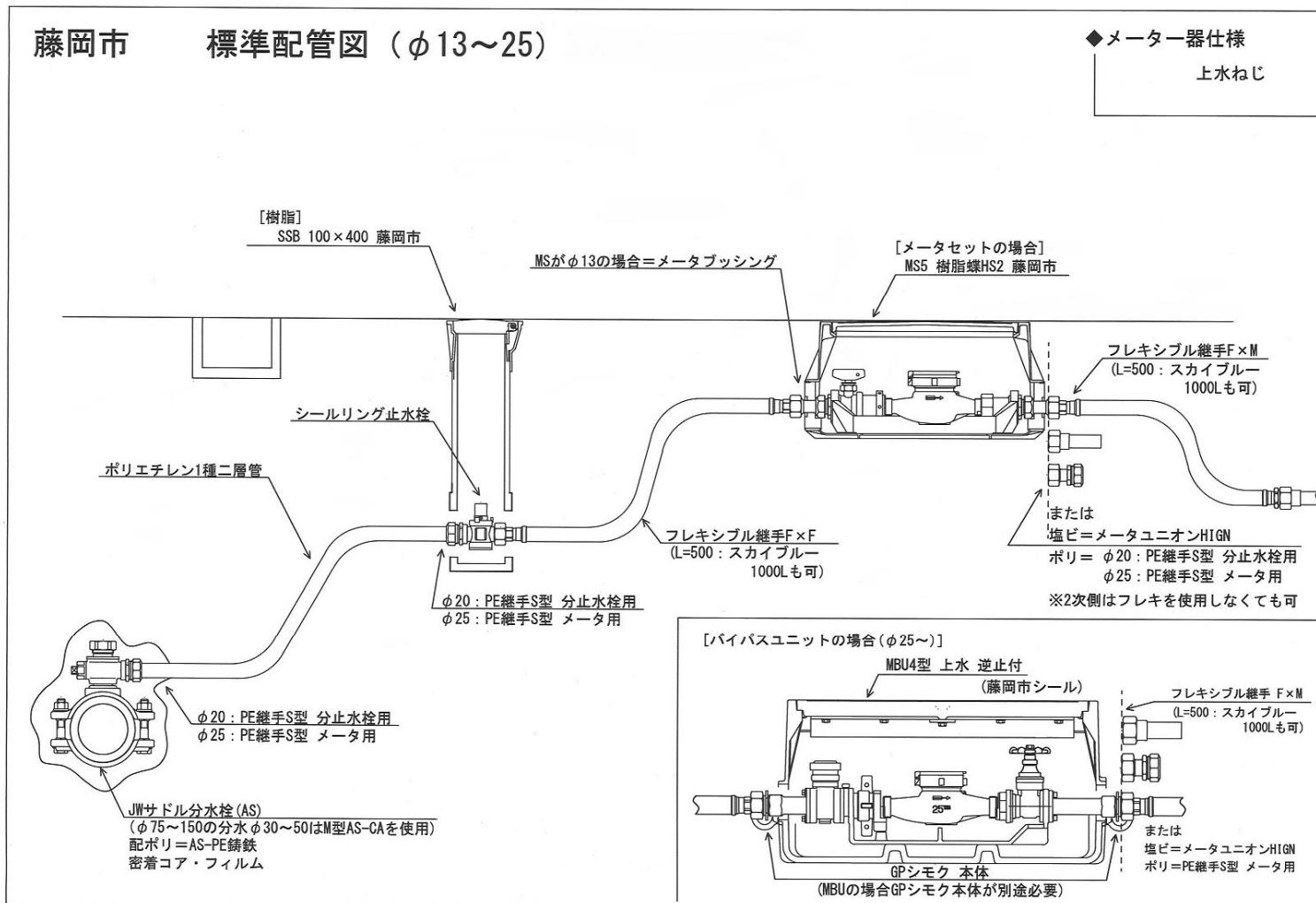
- ①舗装本復旧費負担金免除の免除申請書 ②念書 ③移管書 ④案内図 ⑤公図
- ⑥給水装置工事申込書 ⑦配管図 ⑧本復旧求積図を添えて提出する。

※舗装本復旧費の免除申請書 ⇒ 『8 様式集』参照

※念書 ⇒ 『8 様式集』参照

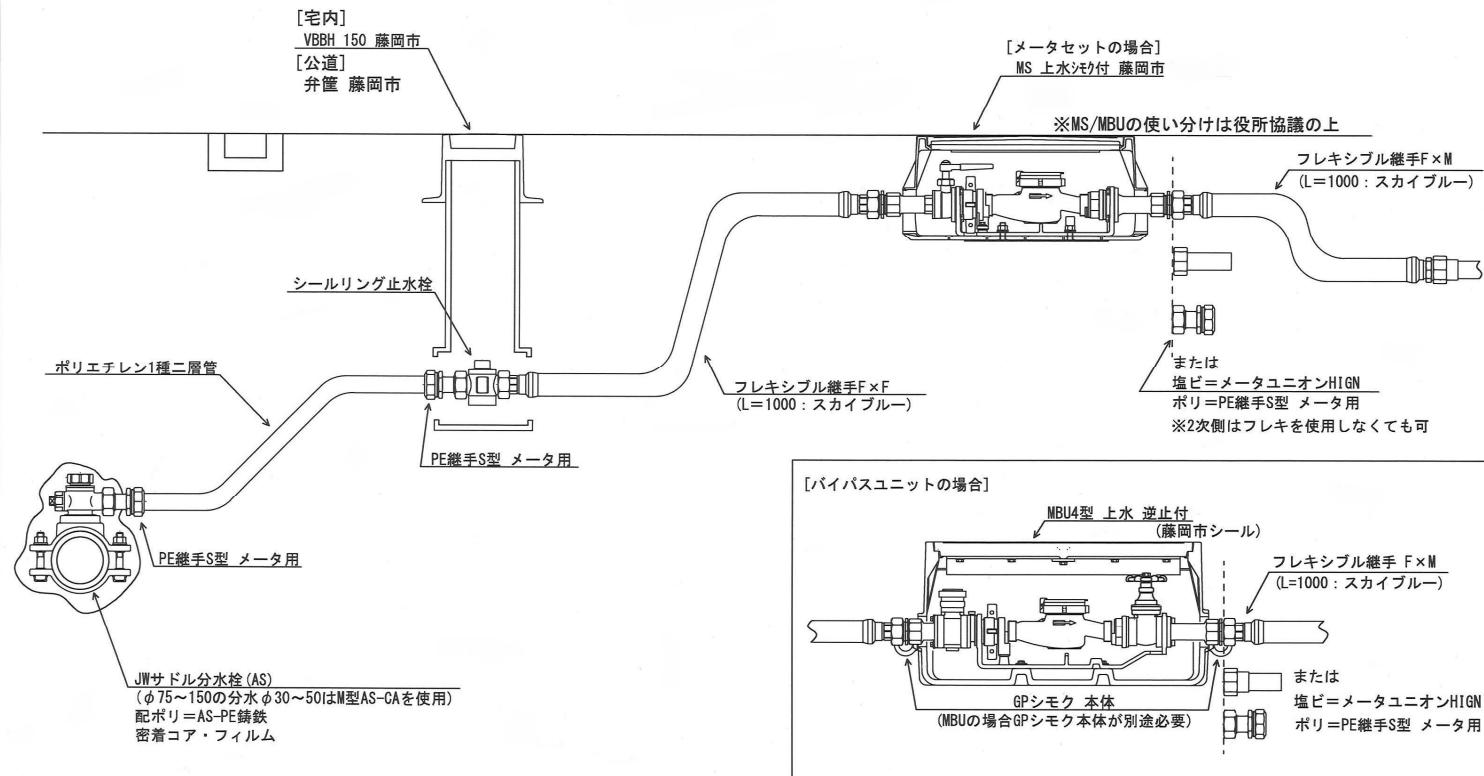
※移管書 ⇒ 『8 様式集』参照

7. 4 藤岡市標準配管図



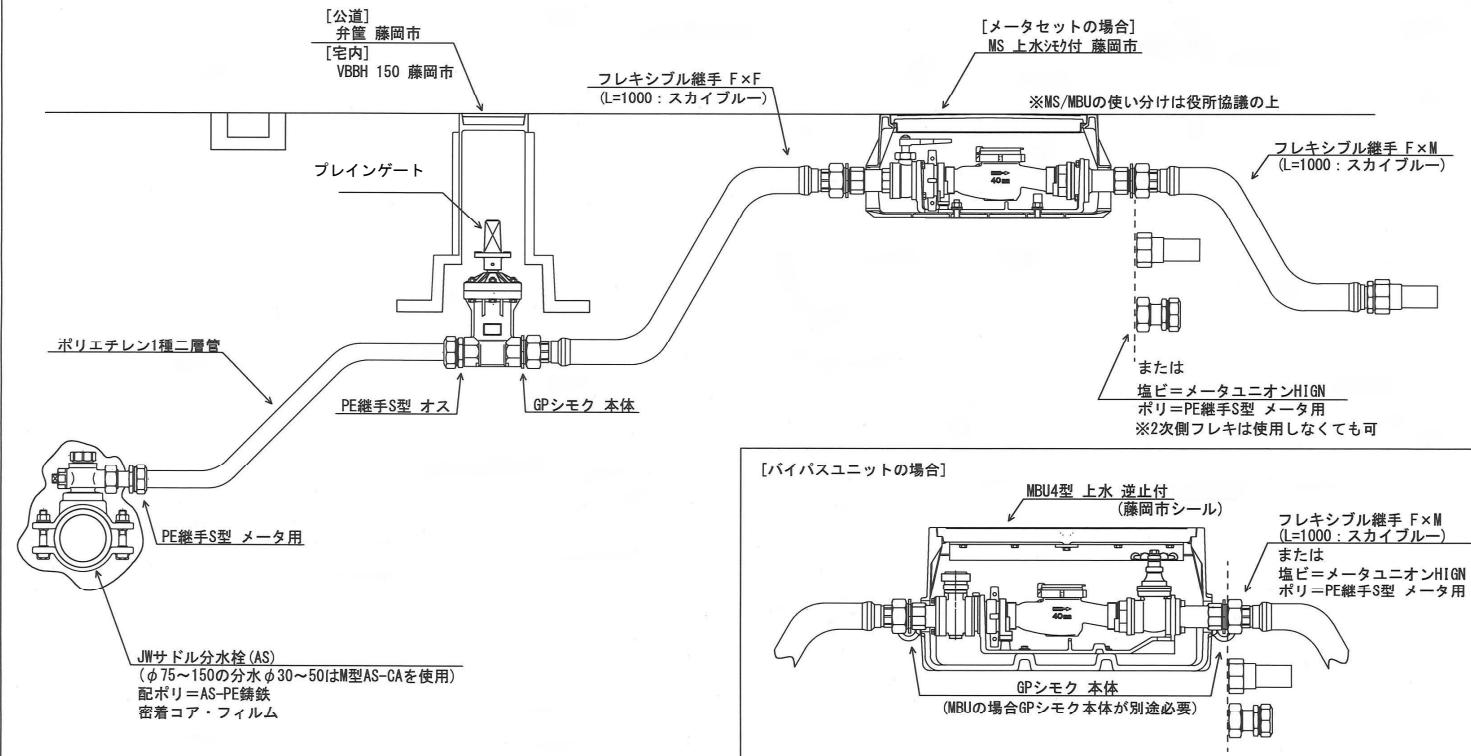
藤岡市 標準配管図 $\phi 30$

◆メーター器仕様
上水ねじ



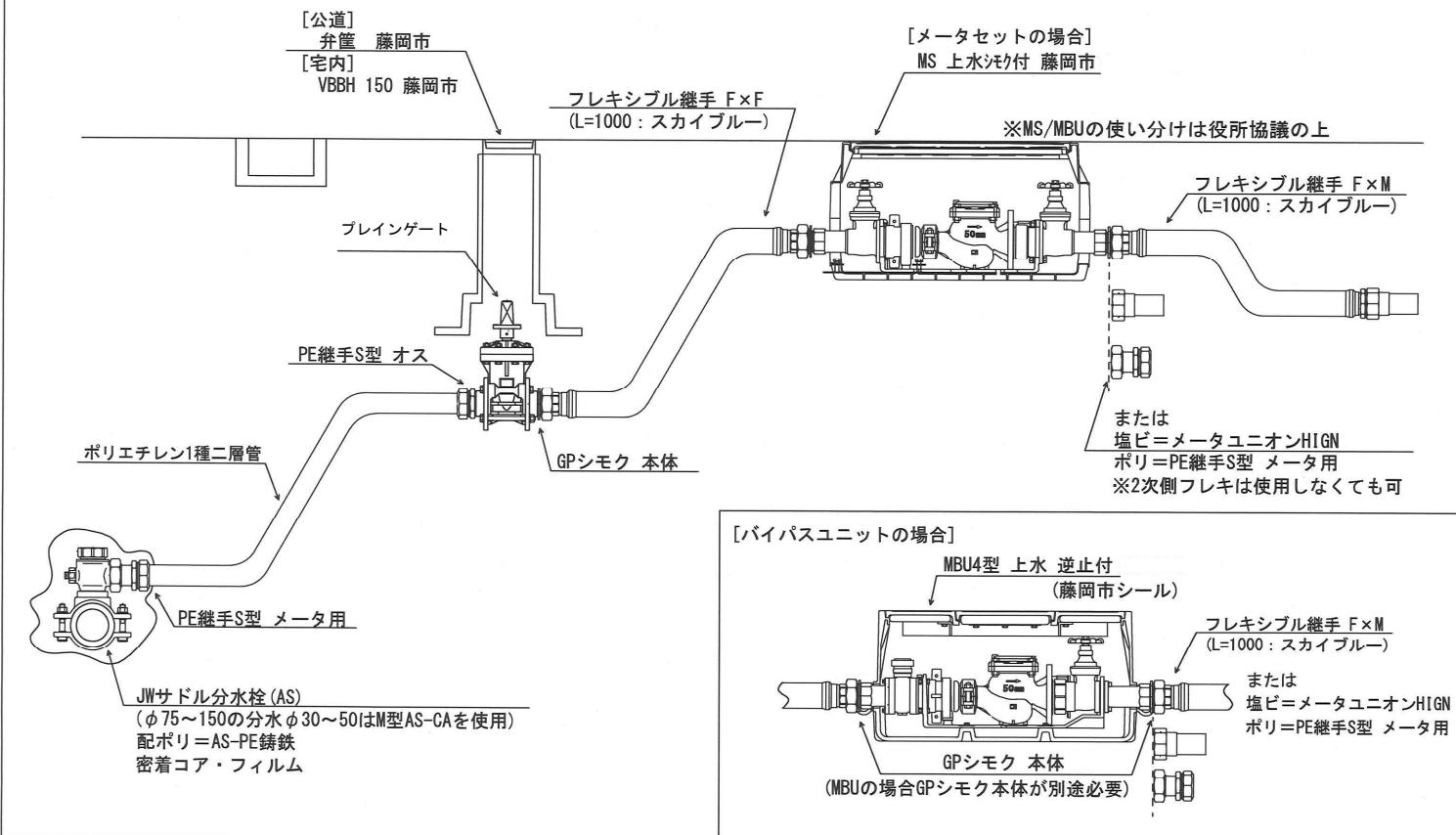
藤岡市 標準配管図 $\phi 40$

◆メーター器仕様
上水ねじ



藤岡市 標準配管図 $\phi 50$

◆メーター器仕様
新設=フランジ式
ねじ式も布設されている可能性有り
(フランジ統一以前に使用していたもの)



8 様式集（記載例）

様式第1号・第3条関係（給水装置・工事申込書）	42
様式第2号・第4条関係（給水装置工事変更届）	46
様式第3号・第4条関係（給水装置工事取消届）	48
様式第4号・第8条関係（給水装置工事承認板）	50
様式第5号・第8条関係（給水装置工事検査願）	52
様式第6号・第20条関係（水道使用開始申込書）	54
様式第7号・第21、22条関係（給水装置所有者代理人選定・変更届）	56
様式第8号・第23条関係（水道使用中止届）	58
様式第9号・第23条関係（水道使用廃止届）	60
様式第10号・第23条関係（給水装置所有者変更届）	62
様式第11号・第23条関係（給水装置使用者変更届）	64
水道メーター設置表	66
舗装本復旧負担金免除申請書	68
念書	69
移管書	70
他人の給水装置から分岐引用しようとする場合（承諾書）	71
私道を掘削し給水管を布設しようとする場合（承諾書）	72
3階直結給水（念書）	73
バイパス付メーターユニット不設置	74
道路の共有地化と連合管の管理（誓約書）	75
公道部分を移管しない場合（誓約書）	76
受水槽不設置の場合（念書）	77
給水装置工事事前着工願い	78

様式第1号（第3条関係）

委任状				
委任事項	下記給水装置工事に関する一切の件			
委任者	住所		氏名	(印)
受任者	住所		氏名	(印)

給水装置 新設・改造・撤去工事申込書

藤岡市水道事業 藤岡市長 様

年 月 日

申込者 住 所 藤岡市
氏 名

番地

藤岡市水道事業給水条例並びに同施行規程承知の上申込み致します

水栓設置場所	藤岡市		番地	メーター口径	mm	番号	—	検針区整理番号	
水栓所有者	藤岡市		番地			⑪	—	摘要	
土地所有者	藤岡市		番地			⑪			
家屋所有者	藤岡市		番地			⑪			
代理人又は管理人	藤岡市		番地			⑪			
分岐引用の場合	所有者受付番号 第		号						
水栓所有者の承諾	藤岡市		番地			⑪	工 期		
	藤岡市		番地			⑪	年	月	日
取出し配水管	管種	DIP. ACP. PE. VP. SGP.		口径	Ø	%/m	年	月	日

給水工事							水道加入金					
宅内工事				公道分工事			口径	mm				
種別	口径	数量	メーカー名、品番	種別	口径	数量	摘要	¥	円			
							調定番号 第		号			
							設計審査手数料					
							¥	円				
							調定番号 第		号			
							竣工検査手数料					
							¥	円				
							調定番号 第		号			
							公道分納入金					
							¥	円				
							調定番号 第		号			
							国県道占用手数料					
							¥	円				
							調定番号 第		号			
							調定済係印		印			
							竣工検査済印		印			
							年月日					
公道分市納入金(舗装本復旧)												
種別				数量(m ³)	単価(円)	金額(円)						
小計												
消費税												
合計(円)												
指定給水装置工事事業者 住所 氏名				番地								
給水装置工事主任技術者 氏名				⑪ 市指定事業者番号 第								

参考記載例

様式第1号（第3条関係）

市長	部長	経営課					水道工務課				
		課長		係長		係		課長		係長	

委任状				
委任事項	下記給水装置工事に関する一切の件			
委任者	住所	藤岡市中栗須〇〇〇番地	氏名	藤岡 一郎 ⑩
受任者	住所	藤岡市藤岡〇〇〇番地	氏名	藤岡水道工業株式会社 ⑪

給水装置 新設・撤去・改造工事申込書

藤岡市水道事業 藤岡市長 様

年 月 日

申込者 住所 藤岡市 中栗須〇〇〇 番地
氏名 藤岡 一郎 (印)

藤岡市水道事業給水条例並びに同施行規程承知の上申込み致します

水栓設置場所	藤岡市	中栄須〇〇〇	番地	メータ一口径	13mm	番号	—	検針区整理番号
水栓所有者	藤岡市	中栄須〇〇〇	番地	藤岡一郎	⑩		—	
土地所有者	藤岡市	中栄須〇〇〇	番地	藤岡一郎	⑩		摘要	
家屋所有者	藤岡市	中栄須〇〇〇	番地	藤岡太郎	⑩			
代理人又は管理人	藤岡市		番地		⑩			
分岐引用の場合	所有者受付番号	第		号				
水栓所有者の承諾	藤岡市		番地		⑩		工期	
	藤岡市		番地		⑩		年月日	
取出し配水管	管種	DIP	ACP. PE. VP. SGP.	口径	Ø 100	m/m	年月日	

記号例	案内図のり付位置		添付書類 1.案内図 3.道路占用許可書 2.公図 4.建築確認済証
	平面図		
配水管(黒)			
既設給水管(赤)			
既設給水管(赤) 钢管			
新設給水管(赤)			
新設給水管(赤) 钢管			
撤去管(黒)			
撤去管(黒) 钢管			
乙止水栓	X		
丙止水栓メーター器	T	⊕	
サヤ管	==	==	
逆止弁	N		
私設消火栓	⑪		
管の平面交差	C		
散水栓	H	O	
水呑水栓	O		
水栓柱	□		
水栓類	▷		
フラッシュバルブ	O		
ボールタップ	O	+	
特殊器具	O		

給水装置移管申込書

年 月 日

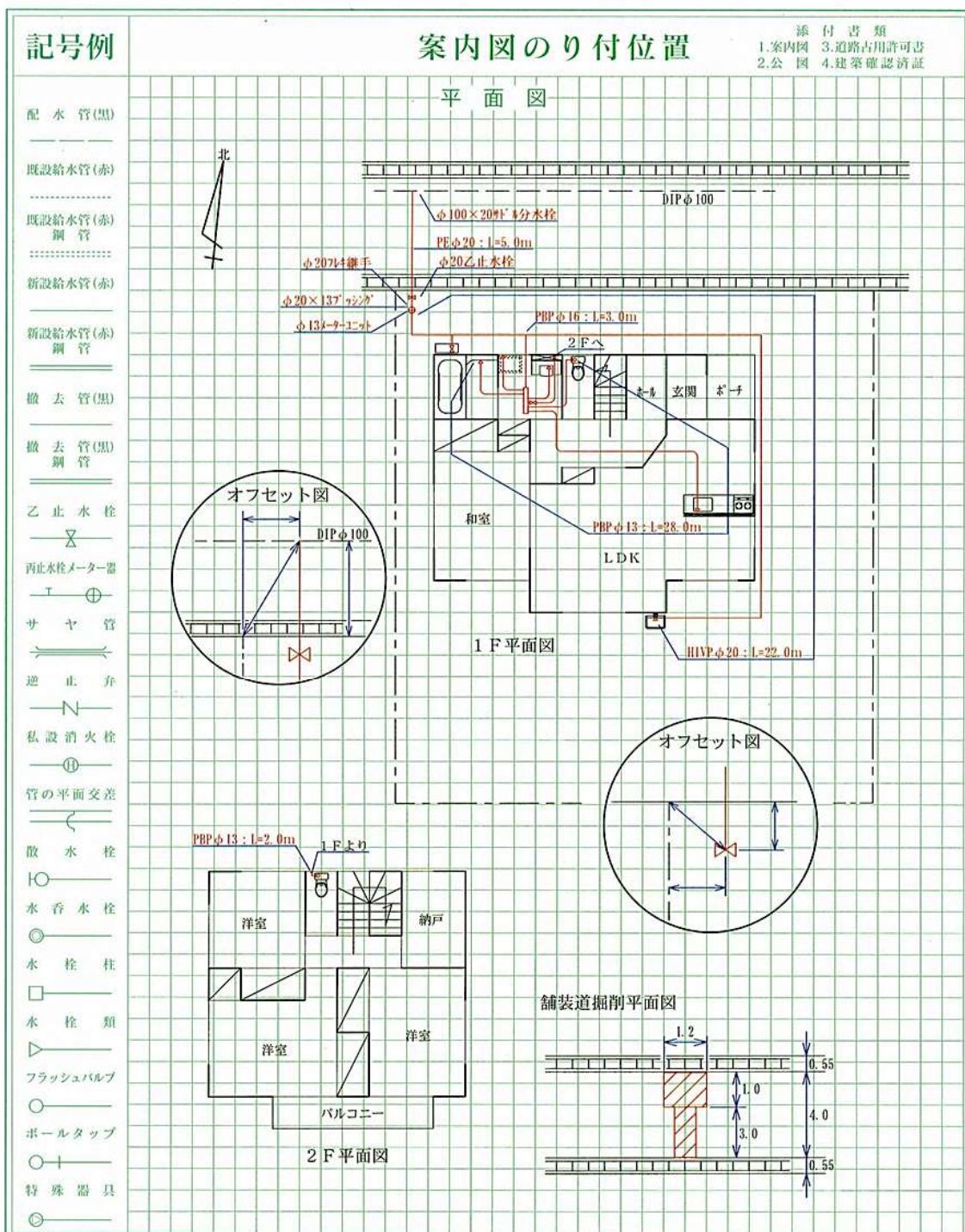
この給水装置の公道分における給水管その他の設備は市の所有とし市で管理してくださることをお願いします。

なお、記名捺印のうえは竣工検査終了と同時に市の所有とする。

住所 _____

氏名 _____ 印

参考記載例



給水装置移管申込書

○○年○○月○○日

この給水装置の公道分における給水管その他
の設備は市の所有とし市で管理してくださること
をお願いします。

なお、記名捺印のうえは竣工検査終了と同時に
市の所有とする。

住所 藤岡市中葉浜○○○

氏名 藤岡 一郎

印

様式第2号(第4条関係)

給水装置工事変更届	
申込者	住所 氏名 印
届出年月日	月 日
工事場所	藤岡市 番地
申込年月日	
事由	
変更の内容	

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

参考記載例

様式第2号(第4条関係)

給水装置工事変更届	
申込者	住所 藤岡市中栗須327番地 氏名 藤岡 太郎 印
届出年月日	〇〇月 〇〇日
工事場所	藤岡市 中栗須327 番地
申込年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
事由 藤岡市土木課で道路維持工事の発注予定があるため。	
変更の内容 納付済みの舗装本復旧費の還付	

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

様式第3号(第4条関係)

給水装置工事取消届	
申込者	住所 氏名 印
届出年月日	月 日
工事場所	藤岡市 番地
申込年月日	
事由	

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

参考記載例

様式第3号(第4条関係)

給水装置工事取消届	
申込者	住所 藤岡市中栗須327番地 氏名 藤岡 太郎 印
届出年月日	〇〇月 〇〇日
工事場所	藤岡市 中栗須327 番地
申込年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
事由 <p>当初の予定では分譲地の一画として計画し工事申請をしたが隣地所有者の駐車場として売却したため申請を取り消したい。</p>	

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

様式第4号(第8条関係)

給水装置工事承認板	
承認年月日 番号	年月日第号
工事場所	
申込者氏名	
市指定 事業者名	TEL()
主任技術者名	
承認者名	藤岡市水道事業

4cm

4cm

4cm

4cm 30.7cm以上

4cm

4cm

4cm

11cm 24cm

37.0cm以上

参考記載例

様式第4号(第8条関係)

給水装置工事承認板	
承認年月日 番号	〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇号
工事場所	藤岡市中栗須327番地
申込者氏名	藤岡 太郎
市指定 事業者名	藤岡水道工業株式会社 TEL(〇〇)〇〇〇〇
主任技術者名	藤岡 二郎
承認者名	藤岡市水道事業

4cm
4cm
4cm
4cm 30.7cm以上
4cm
4cm
4cm

11cm 24cm
37.0cm以上

様式第5号(第8条関係)

給水装置工事検査願

年 月 日

(あて先) 藤岡市水道事業

藤岡市長

市指定給水装置工事事業者 住 所
氏 名

下記給水装置工事が完成しましたので検査願います。

給水装置工事場所	藤岡市	番地
工事申込者		
工事承認番号	第	号
工事の種類	新設・改造・撤去(全部・一部)・分岐引用 本管取り出し(舗装・砂利道)・メーター付・竣工検査	

検査調書		
検査年月日	年	月
判定	合 格	・ 不合格
検査員	印	
備考		

課長	係長	係	受付

参考記載例

様式第5号(第8条関係)

給水装置工事検査願

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 藤岡市水道事業

藤岡市長

指定給水装置工事事業者 住所 藤岡市藤岡〇〇〇番地

氏名 藤岡水道工業株式会社

下記給水装置工事が完成しましたので検査願います。

給水装置設置場所	藤岡市 中栗須327 番地
工事申込者	藤岡 太郎
工事承認番号	第〇〇〇〇〇号
工事の種類	新設・改造・撤去(全部・一部)・分岐引用 本管取り出し・舗装・砂利道)・メーター付 竣工検査

検査調書	
検査年月日	年 月 日
判定	合格・不合格
検査員	印
備考	

課長	係長	係	受付

様式第6号(第20条関係)

水道使用開始申込書

年 月 日

(あて先)藤岡市水道事業

藤岡市長

開始する日	年 月 日	午前 *	午後
-------	-------	------	----

水栓所在地				下水	
使用者	住 所				
	(アパート等の名称)				
	フリガナ	電話			
氏 名					
届 出 者	電話				
納 入 方 法	口 座	新規 * 繼続 (- - -)			
	納付書	送 付 先			
		水栓所在地	地図情報		

下記の水道を使用したいので申し込みます。なお、使用にあたっては、藤岡市水道事業給水条例を遵守します。

口 径		メーター番号		開始時指針	
新開 *	開栓	工事店名			
メーター位置			料 金 請 求	1カ月 * 2か月 * その他	
台 帳 番 号			住 民 コ ー ド		
お 客 様 番 号			地区		

開栓時チェック		
乙栓確認	丙栓確認	P動作確認

確認	入力	開栓	受付

水道使用開始申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 藤岡市水道事業
藤岡市長

開始する日	〇〇年〇〇月〇〇日	午前	* 午後
-------	-----------	----	------

水栓所在地	藤岡市中栗須327番地			下水	
使用者	住 所	藤岡市中栗須327番地			
		(アパート等の名称)			
使用者	フリガナ	アヅカ タク	電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
	氏 名	藤岡 太郎			
届 出 者	藤岡 太郎			電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
納 入 方 法	口 座	新規	* 繼続 (— — —)	
	納付書	送 付 先			
		水栓所在地	地図情報		

下記の水道を使用したいので申し込みます。なお、使用にあたっては、藤岡市水道事業給水条例を遵守します。

口 径		メーター番号		開始時指針	
新 開	* 開 桜	工 事 店 名			
メーター位置				料 金 請 求	1 カ 月 * 2 カ 月 * その他の
台 帳 番 号			住 民 コ ー ド		
お 客 様 番 号				地区	

開栓時チェック			確認	入力	開栓	受付
乙栓確認	丙栓確認	P動作確認				

様式第7号(第21条、第22条関係)

給水装置所有者代理人選定・変更届

年 月 日

(あて先) 藤岡市水道事業
藤岡市長

給水装置所有者 又は使用者	住 所 氏 名	印
新代理人	住 所 フリガナ 氏 名	印
旧代理人	住 所 氏 名	印

下記給水装置に関する事項を処理させるため代理人を(選定・変更)したのでお届けします。

給水装置設置場所	藤岡市	番地
メータ一番号		
台帳番号		
(注)1 該当する文字を○で囲んでください。 2 給水装置の所有者が市内に居住していないとき又は管理者が必要と認めるときは、代理人を設ける必要があります。		

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

参考記載例

様式第7号(第21条、第22条関係)

給水装置所有者代理人選定・変更届

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 藤岡市水道事業
藤岡市長

住 所 〇〇県〇〇市〇〇△△-△
給水装置所有者
又は使用者 氏 名 〇〇 〇〇 印

新代理人 住 所 藤岡市中栗須327番地
フリガナ フジカタタク
氏 名 藤岡 太郎 印

旧代理人 住 所
氏 名 印

下記給水装置に関する事項を処理させるため代理人を(選定・変更)したのでお届けします。

給水装置設置場所	藤岡市 中栗須327 番地
メータ一番号	〇〇-〇〇〇〇
台帳番号	〇〇〇〇〇

(注)1 該当する文字を〇で囲んでください。
2 給水装置の所有者が市内に居住していないとき又は管理者が必要と認めるときは、代理人を設ける必要があります。

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

様式第8号(第23条関係)

水道使用中止届

年 月 日

(あて先) 藤岡市水道事業
藤岡市長

中止する日	年 月 日	午前 * 午後
-------	-------	---------

水栓所在地		下水
使用者	住 所 (アパート等の名称)	
	フリガナ	
	氏 名	
転 転 居 出 先 先	住 所 (アパート等の名称)	
	氏 名	
	届出者	
		印 電話

口径	メーター番号	中止時指針
中止分料金	上 水	年 月 分 m ³
	下 水	年 月 分 m ³
現地精算日時	年 月 日 午前*午後 :	料金請求
地図情報	— —	未納残高
台帳番号	メーター位置	— —
お客様番号		
止水方法	キヤップ止 · 乙止 · 丙止	

確認	入力	閉栓	受付

水道使用中止届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 藤岡市水道事業

藤岡市長

中止する日	〇〇年〇〇月〇〇日	午前 * 午後
-------	-----------	---------

水栓所在地		藤岡市中栗須327番地	下水		
使用者	住所	藤岡市中栗須327番地			
		(アパート等の名称)			
転居先	住所	フリガナ フジオカ タロウ		電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
		氏名 藤岡 太郎			
届出先	住所	〇〇県〇〇市〇〇△△-△			
		(アパート等の名称)			
氏名		藤岡 太郎	電話		
届出者		藤岡 太郎	印	電話	

口径		メーター番号		中止時指針	
中止分料金	上水	年・月分 m ³	発行済	収入*送付*口座*現地	円
	下水	年・月分 m ³	発行済	収入*送付*口座*現地	円
現地精算日時		年月日 午前*午後 :	料金請求	1ヶ月*2ヶ月*その他	
地図情報		――――	未納残高	回	円
台帳番号		メーター位置	――――	――――	
お客様番号					
止水方法		キャップ止・乙止・丙止			

確認	入力	閉栓	受付

様式第9号(第23条関係)

水道使用廃止届

年 月 日

(あて先) 藤岡市水道事業
藤岡市長

給水装置所有者 住所

氏名 印

水道の使用を廃止したのでお届します。

給水装置設置場所	藤岡市	番地
メータ一番号		
台帳番号		

課 長		係 長		係		受 付	
--------	--	--------	--	---	--	--------	--

参考記載例

様式第9号(第23条関係)

水道使用廃止届

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 藤岡市水道事業
藤岡市長

給水装置所有者 住所 藤岡市中栗須327番地
氏名 藤岡 太郎 印

水道の使用を廃止したのでお届します。

給水装置設置場所	藤岡市 中栗須327 番地
メータ一番号	〇〇-〇〇〇〇
台帳番号	〇〇〇〇〇

課長		係長		係		受付	
----	--	----	--	---	--	----	--

様式第10号(第23条関係)

検針区 整理番号	課長	係長	係	受付
— —				
給水装置所有者変更届				
年 月 日				
(あて先) 藤岡市水道事業				
藤岡市長				
<u>届出者 住 所</u>				
フリガナ				
<u>氏 名</u>				
<u>連絡先 電話番号</u>				
次のとおり給水装置の所有者を変更します。				
水栓所在地				
受付番号・No		メーター番号	mm	—
変更年月日	令和 年 月 日			
理由	売買 • 相続 • 贈与			
注意 1 新所有者が所有権を取得したことを証明する書類をお出しください。 (登記事項証明書等の写し) 2 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議が生じても当市は、 その責任を負いません。 3 土地、家屋と切り離して給水装置だけを他人に譲渡することは原則としてでき ません。				
旧所有者氏名	藤岡市 番地 氏名			
新所有者氏名	藤岡市 番地 氏名			
住民コード				処理入力 年 月 日
*備考				

参考記載例

様式第10号(第23条関係)

検針区 整理番号	課長	係長	係	受付
		—	—	—
給水装置所有者変更届				
〇〇年〇〇月〇〇日				
(あて先) 藤岡市水道事業				
藤岡市長				
届出者 住所 <u>藤岡市中栗須327番地</u> フリガナ <u>フジオカタロウ</u> 氏名 <u>藤岡 太郎</u> 連絡先 電話番号 <u>0000-00-0000</u>				
次のとおり給水装置の所有者を変更します。				
水栓所在地	<u>藤岡市中栗須327番地</u>			
受付番号 No.	<u>〇〇〇〇〇</u>	メーター番号	<u>〇〇mm</u>	<u>〇〇-〇〇〇〇</u>
変更年月日	<u>〇〇年〇〇月〇〇日</u>			
理由	売買 · 相続 · <u>贈与</u>			
注意 1 新所有者が所有権を取得したことを証明する書類をお出しください。 (例 登記事項証明書の写し、売買契約書など) 2 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議が生じても当市は、 その責任を負いません。 3 土地、家屋と切り離して給水装置だけを他人に譲渡することは原則としてでき ません。				
旧所有者氏名	<u>藤岡市 中栗須327 番地 氏名 藤岡花子</u>			
新所有者氏名	<u>藤岡市 中栗須327 番地 氏名 藤岡太郎</u>			
住民コード				処理入力 年月日
*備考				

様式第11号(第23条関係)

給水装置使用者変更届	
年 月 日	
(あて先) 藤岡市水道事業 藤岡市長	
<p style="text-align: center;">新しい使用者 (料金請求先)</p> <p style="text-align: right;">住所 _____ フリガナ _____ 氏名 _____ 電話番号 () _____</p>	
上記のとおり給水装置の使用者を変更します。	
水栓所在地	
今までの使用者	住所
	氏名
変更理由	
<p>注意 1 この届は、使用者のみで所有者変更はできません。 2 年 月納期分より変更となります。</p>	

口径	メーターフ番号
mm	
お客様番号	
住民コード	

参考記載例

様式第11号(第23条関係)

給水装置使用者変更届	
○○年○○月○○日	
(あて先) 藤岡市水道事業 藤岡市長	
新しい使用者 (料金請求先)	
住 所 藤岡市中栗須327番地 フリガナ バオカ タロ 氏 名 藤岡 太郎 電話番号 ○○○○(○○)○○○○	
上記のとおり給水装置の使用者を変更します。	
水栓所在地	藤岡市中栗須327番地
今までの使用者	住 所 藤岡市中栗須327番地
	氏 名 藤岡 花子 ++++++ +++++
変更理由	売買のため
注意 1 この届は、使用者のみで所有者変更はできません。 2 年 月納期分より変更となります。	

口径	メーター番号
mm	
口座名義	

お客様番号	
-------	--

住民コード	
-------	--

水道メータ一設置表

(あて先) 藤岡市水道事業

藤 岡 市 長

年 月 日

水栓所有者					
水栓所在地		藤岡市			
設 置 日		年 月 日 ()			
口 径	mm	メーター番号	—	指針	
メーター位置				地図情報	
台帳番号				お客様番号	— —
工事店名					
備考 :					

課 長		係 長		係		受 付		入 力

※ 開栓しないでメーターだけ設置する場合に提出する。

参考記載例

水道メータ一設置表

(あて先) 藤岡市水道事業

藤岡市長

〇〇年〇〇月〇〇日

水栓所有者	藤岡 太郎				
水栓所在地	藤岡市 中栗須 327 番地				
設置日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 (火)				
口径	13mm	メータ一番号	—	指針	
メーター位置			地図情報		
台帳番号			お客様番号	— —	
工事店名					
備考 :					

課長		係長		係		受付		入力

※ 開栓しないでメーターだけ設置する場合に提出する。

舗装本復旧費の免除申請書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

住 所

申請者

氏 名

(署名)

印

舗装本復旧負担金免除申請書

給水工事を下記の場所へ計画していますので、藤岡市水道事業給水装置申し込みに対する増口径の取り扱い要領の規定により、舗装本復旧負担金の免除を申請します。

工 事 内 容

1. 工 事 場 所 藤岡市

(公 道 分) 藤岡市

2. 布 設 管 種

布 設 口 径 ϕ mm

布 設 延 長 m

3. 舗 装 面 積 m^2

4. 舗装免除金額 円

5. 公道分に布設した給水施設を竣工検査完了後、速やかに寄付します。

念 書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

給水装置工事申込みに対する増口径取扱い要領により、舗装本復旧負担金免除申請書を提出するに伴い、下記のとおり約束します。

記

1. 施工については、市の指示どおりに施工します。
2. 竣工検査後は、市に無償にて寄付します。
3. 布設する給水管は個人使用であって、営利に使用しません。
4. 営利に使用した場合は、藤岡市水道事業に舗装本復旧費の免除された金額を速やかに納入します。

住 所.....

申請者

氏 名..... 印

(署名)

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

住 所

申請者

氏 名

(署名)

印

移 管 書

今般、 に伴い、 藤岡市 先より
藤岡市 内に

施工する給水管の所有権及び管理の一切を、竣工検査完了を以て藤岡市水道事業に無償にて移管します。

記

1. 物 件

2. 工 事 費

円

3. 水 桜 所 在 地 藤岡市

4. 工 事 竣 工 日

年 月 日

5. 所 有 者 住 所

氏 名

印

個人の給水装置から分岐引用しようとする場合

承 諾 書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

給水装置工事申請者

住 所

氏 名

印

(署名)

藤岡市 の給水工事について、 管 ϕ mm より分岐引用することを承諾いたします。なお、この給水工事の結果、水量及び水圧の不足並びにその他問題が発生しても、当事者間で解決し、藤岡市水道事業には一切の異議申し立てをしません。

給水管所有者

住 所

(署名) 氏 名

印

私道を掘削し給水管を布設しようとする場合

承 諾 書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

給水装置工事申請者

住 所

氏 名

印

(署名)

藤岡市 の給水工事につきまして、私道（建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく位置指定道路）を掘削し、給水管を布設することを承諾いたします。

私道所有者

住 所

(署名) 氏 名

印

念書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

住 所

申請者

氏 名

(署名)

藤岡市 に布設する給水管 ϕ mm について、3階直結給水を行いますが、給水区域変更、その他による水圧低下、水量不足については申請者の責任において自費で解決することを約束します。

バイパス付メーターユニット不設置
(開発協議による工事以外の場合のみ)

念　　書

年　　月　　日

(あて先)

藤岡市水道事業
藤岡市長

住 所.....

申請者

氏 名.....印
(署名)

藤岡市.....に設置する量水器φ.....mmについて、メータ交換等による一時的な給水停止時は、申請者の責任において自費で解決することを約束します。

誓 約 書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業

藤岡市長

住 所

申請者

氏 名

(署名)

この度、区画分譲するにあたり、藤岡市.....を
藤岡市.....、藤岡市.....、
藤岡市.....、藤岡市.....、
の共有地とし、共有地内での連合管の維持管理は、連合管を使用している所有者全員
で行うことを誓約します。

公道部分を移管しない場合

誓 約 書

年 月 日

(あて先)

藤岡市水道事業
藤岡市長

住 所

申請者

氏 名

(署名)

連絡先

藤岡市 の給水工事について、給水管の公道分の移管は
申請者 により致しません。
しかし、公共工事等で、藤岡市が発注する工事、藤岡市が管理する工事の際は部分的な撤去、改造をしても差し支えないことを誓約します。

受水槽不設置の場合

念　　書

年　　月　　日

(あて先)

藤岡市水道事業
藤岡市長

住 所.....

申請者

氏 名.....印
(署名)

藤岡市.....の給水工事において藤岡市水道事業の指導に順ぜず
受水槽を設置しませんが、水道管修理工事等における断水時には、申請者の責任で対応す
ることを約束します。

公共工事に伴うものでやむを得ず事前着工する場合（市が認めるものに限る）

年 月 日

（あて先）
藤岡市水道事業
藤岡市長

藤岡市指定給水装置工事事業者名_____

代表者名_____ 印
(署名)

給水装置工事事前着工願い

委任者 :

工事名 :

工事場所 :

上記工事につきましては藤岡市水道事業給水条例第5条のとおり承認を受けてから着工するところ、下記理由により一部を先行工事させていただきたくお願い申し上げます。

また、給水装置工事申込書は必要添付書類を添えて下記日付までには必ず申請します。

工事着工理由 :

給水装置工事申し込み日： 年 月 日

附 則

(運用期日)

この指針は、平成30年4月1日より運用する。

(運用期日)

この指針は、平成31年4月1日より運用する。

(運用期日)

この指針は、令和3年4月1日より運用する。

(運用期日)

この指針は、令和4年4月1日より運用する。

(運用期日)

この指針は、令和5年4月1日より運用する。

(運用期日)

この指針は、令和6年4月1日より運用する。



給水装置工事設計施工指針

平成30年4月初版発行

発行 藤岡市水道事業

編集 藤岡市上下水道部 水道工務課 給水工務第1係

